

第46回鴨川府民会議

1 日 時 令和元年9月6日（金）午後1時35分から午後4時16分まで

2 場 所 ホテルルビノ京都堀川地階 平安の間

3 出席者

・公募、有識者メンバー

金田章裕（座長）、川崎雅史（副座長）、久保明彦、澤健次、
杉江貞昭、田中真澄、土居好江、戸田圭一、西山直美、野崎隆史、
榎木良子、丸尾正子、宮下勲、宮元亜紀、森井一彦、吉川舞

（敬称略、座長・副座長除、五十音順）

・行政メンバー

京都市：杉田英雄（京都市建設局土木管理部河川整備課長）

京都府；星野欽也（京都土木事務所長）

・事務局（京都府）

河川課、都市計画課、京都土木事務所、水産課、農村振興課、
自然環境保全課 各関係職員

・一般傍聴：2名

・報道機関：1社

〔午後 1時35分 開会〕

1 開 会

○青山（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

それでは、ただいまから、第46回鴨川府民会議を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中、またお暑い中、お集まりいただきましてありがとうございます。
私、進行役を務めさせていただきます京都府河川課の青山でございます。どうかよろしく
お願いいたします。

それでは、失礼して、座って説明させていただきます。

本日は、事前に欠席を伺っておりますのは、新川達郎様、稲垣知沙様、小林明音様、
齋藤朱未様、島田文義様、諏訪亜紀様、田端俊三様、中村桂子様でございます。また、
川崎雅史様は所用で遅れて来られると伺っております。

次に、本日出席の行政メンバーを紹介いたします。

京都市河川整備課長の杉田英雄様でございます。

○杉田（京都市河川整備課長）

杉田でございます。いつもお世話になりましてありがとうございます。よろしくお願
いします。

○青山（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

京都府京都土木事務所長の星野欽也でございます。

○星野（京都府京都土木事務所長）

星野でございます。いつもお世話になっております。本日もよろしくお願
いいたします。

○青山（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

そのほか、関係職員が出席しております。

それでは、お手元の資料の確認をさせていただきます。

本日は、資料として、次第、裏面が配席図になっております出席者名簿、それから、
右肩に番号を振っておりますが、資料1、その次に資料1-2、1-1というのはない
んですけど資料1-2、それから資料2、資料3、資料4、資料5、資料6、そして、
その後ろに「鴨川定例クリーンハイク ごみの回収状況」という資料、それから、きょ
う説明いただきます京都国際写真祭とKG+さんのこういう2種類のパンフレット。ご
ざいますでしょうか。

資料は以上でございます。

あと、回収資料といたしまして、鴨川条例セットをお配りしておりますが、これにつきましては、会議終了後、そのまま机上に置いていただきますようお願いいたします。

不足等ございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、金田座長、よろしく申し上げます。

2 議 事

○金田座長

それでは、第46回の鴨川府民会議を始めさせていただきます。

先月25日でしたか、鴨川のオオバナミズキンバイの駆除作業がございました。参加していただいた方には大変ありがとうございます。後でご報告があると思いますが、外来種の量の多さにびっくりいたしました。それで、量の多さということでは、後でまた改めてご意見を伺うと思いますけれども、鴨川のクリーンハイクなどの清掃事業というのはずっと続けていただいているんですけれども、ごみの量はとても減っていないように思います。

それから、ここでもいろいろご議論いただいて、一応の対策はとったんですけれども、三条大橋の西詰めの付近のごみが、ごみの放置というか、捨てるということなんですけれども、一時期なくなったように思ったんですけれども、最近また出始めております。これについても改めてご意見を伺いたいと思います。そういったことを本日お願いしたいと思いますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速、議題順にお願いしたいと思いますが、前回お願いしておりましたように、鴨川の河川敷での作品展示につきまして議題として上げていただいております。これにつきまして、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○青山（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

すみません。会場の準備がありますので、会場展開、しばらくお待ちください。

それでは、河川課の青山ですけれども、まず、本日は、この議題に関しまして、KG+2019実行委員会代表の共同ディレクター、島井左枝様と、アーティストの荻野NAO之様にお越しいただいておりますので、紹介させていただきます。

島井様。

○島井（KG+ディレクター）

KG+の運営をしております島井と申します。本日はよろしくお願いいたします。

○青山（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

あと、荻野NAO之さんです。

○荻野（アーティスト）

荻野といいます。よろしくお願いします。

○青山（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

ありがとうございます。

それでは、最初に、この問題の経過について、私のほうから簡単に説明させていただきます。

この議題ですけれども、鴨川の四条大橋から団栗橋の両岸に5月に展示されていたのですが、作品がございまして、具体的には、京都鴨川漁協さんがこの時期張っておられますカワウ対策用の鳥除けのロープ、防鳥ロープの一部に、アユのモンタージュ写真をくくりつけた作品に関する議題になっております。

これは、京都土木事務所によります河川の占用許可を受けて展示されておりますが、公共空間であります鴨川河川敷において特定の個人あるいは団体の作品を掲示することはさまざまな課題があるということで、イベント期間中に批判などが出された場合は、この鴨川府民会議に諮って、広く意見を聴取させていただきますという条件をつけて、試行として許可をしております。

前回の6月の府民会議におきまして、座長の金田先生からも、自分に対して非常に不評の抗議の声が幾つも届いていると、また、鴨川の景観に大きくかかわる点でもあるので、府民会議で議論したいという声もございましたし、京都土木事務所のほうにもそういう批判の意見とかも来ておりますので、今回、この会議にお諮りをするという次第でございます。

それでは、まず最初に、今回お越しいただいておりますお二人のほうから、前のパワーポイントであるとか、お配りしております資料、資料1とかで説明をいただきますので、どうかよろしくお願いいたします。

○島井（KG+ディレクター）

失礼いたします。

それでは、今回、荻野NAO之さんの展示についてなんですけれども、その前に、荻野さんの作品がKG+というイベントのプログラムの1つとして展示されるということで、そのフェスティバルの概要をご紹介しますと思います。

お手元にお配りしております地図があると思うんですけども、KG+と、もう1つ、KYOTOGRAPHIEという地図がございます。2013年から4月の中旬から5月の中旬にかけて、京都国際写真祭というイベントを開催させていただいております。これは京都市内一円で写真または映像にかかわる作品を全世界から募って見せるという、そういう国際的なイベントになっております。

赤いほうのKYOTOGRAPHIEのほうは、有名な作家さんを世界から呼び寄せて、この機会に京都の歴史的建造物であるとか町家、お屋敷であるとか公共空間であるとか、そういうところで展示しております。黄色いほうのKG+というのは私が運営にかかわっているほうで、これも世界中から作家さんに来ていただくんですけども、公募で募ってプロジェクトを京都市内一円でお見せするという企画です。

前のプロジェクションのほうですけども、こちらはクロージングレポートになっておりまして、間もなくサイトのほうで公開されます。まず、KYOTOGRAPHIEが写真家の紹介になるんですけども、KG+のほうは写真を中心にしたアートを見せるという企画です。

概要ですけども、まず、今年については、参加された作家さん207名、64会場で96展覧会が開催されたんですけども、21カ国から集まっております。来場者は延べ13万5,000人という結果が出ておりまして、印刷物の配布についてはご覧のとおりです。

ちょっと見にくくて申しわけないんですけども、一覧をちらっとお見せしますと、下京区の淳風小学校というところが近年廃校になったんですが、そちらをお借りして、KG+SELECTという若手の登竜門、結構世界から注目されるようになってきたんですけども、若手の登竜門の展示をしております。そちらではグランプリの作家が選ばれるんですが、全世界に発信し、京都を通過して世界的な写真家になるという、そういうルートをフェスティバルで築いております。

これ、また公開されますとゆっくり見ていただけたら非常にありがたいんですけども、結果一覧を載せさせていただいております。荻野さんの参加されているKG+の一般のプログラムというのも一覧を載せさせていただいております。これは後ほどご本人から詳しくご説明いただきます。

写真のほうもちょっと見にくいんですけども、荻野さんが開催された川についてのカワウの被害対策についての座談会であるとか、ほかの展覧会については本当にいろいろ

ろな場所で、ギャラリーであったり町家であったり、もちろん学校もはじめ、京都中のいろいろなところで展覧会を開催しております。黄色と赤の旗がその時期立っておりますので、ひょっとして気づかれた方もおられるかもしれません。

ご覧のように、ホワイトキューブであるとか和室であるとか、それぞれの作家が自分のプロジェクトを工夫して作品を見せる。その作品の内容というのは、ただただきれいな作品を見せるというよりは、社会の矛盾であるとか、それぞれの思想であるとか、そういうものが交差するような場になるようなテーマの作品を展示してくださっています。それぞれの展示のテーマに関するトークイベントであるとか講演会、ディスカッションとかも、そのとき同時に各箇所で開催されております。

ということで、このプログラムの中の荻野さんのプロジェクトについて、詳しく説明をさせていただきます。

○荻野（アーティスト）

改めまして、荻野といいます。今日はどうぞよろしくお願ひいたします。

まず初めにちょっと見ていただいたほうがいいと思いますので、これは許可をいただきまして、京都土木さんと、それから、大阪の航空の方の関連のセクションから許可をいただいて撮影をしました、ドローンによる映像をまずはご覧いただいたらと思っております。音がちゃんと出るかどうかちょっと微妙ですが。

これは、左上の方に最後の方で着物を着た親子が出てくるんですけど、やらせじゃなくて、本当にたまたま偶然、撮っているときに、こんなシーンもあるんだなということ。これはやらせではございません。そこにいた人たちです。鴨川ってこういうところなんだというふうに感じました。ここで傘をぱっと差したのも偶然でございます。あれもやらせではございません。

ここから先は必要に応じてひょっとしたらスクリーンを使うかもしれませんが、基本的にはお配りいただいている手元の資料をもとにご説明をさせていただけたらと思っております。

資料の1番というふうに振ってあるということですので、資料の1番をご覧ください。電気をつけていただいても大丈夫かと思ひます。ありがとうございます。

こういった形で資料をお配りしております。簡単な自己紹介ということでもないですけども、左上のほうに「荻野NAO之」と書いてありまして、アーティストでもありませんが、京都にスタンフォード大学というアメリカの非常に有名な大学があるんですけれ

ども、オーバステイスタディスというブランチを持っておりまして、そこでも私、授業を2コマほど持たせてもらっております。全部英語でやる授業なんですけれども、スタンフォードのレクチャーでもあり、また立命館大学の方でも非常勤講師として2コマの授業を、アーティストであり、また講師としてもやらせていただいているという形です。

それで、タイトルが「鴨川胎動ー空川境界展ー」という形になっておりますが、これについて、これまでの開催概要と今後の開催予定についてということで、この資料をつくらせていただきました。

先ほど、今年の許可についてという話があったんですけど、実は今年だけじゃなくて、去年からもう既にやらせていただいて、実は2回目の実施を終えたところでありまして。去年は特に実施に当たっての許可のときに条件ということはいただかなくて、そのままやらせていただいたんですけども、今年の許可をいただくときに、何か条件で、場合によってはここでまた説明してほしいということでお話をいただき、今日、ここに伺っているという形です。ですので、一応、過去に2度ほど、ゲリラではなく、ちゃんと許可をいただいた形で実施しているものになります。

その下に、「0.」と振って、「KYOTOGRAPHIE及びKG+について」とあります。この中で、先ほど話がありましたけれども、先ほどの話に抜けていたところとして、まず、共催として、実は京都市さん、それから京都市教育委員会さんが共催になっているイベントでございます。後援としまして、京都府さん、それから京都商工会議所さん、京都ブランド推進連絡協議会さんが後援として入っているイベントになります。

ページをめくっていただきまして、次、1番です。1番で、カワウ被害対策コラボレーション実施概要とさせていただきます。こここのところで、まず実施の発案というところですけども、もともと一番初めは何かというと、私、京都の人間ではございません。京都に引っ越してきて10年ぐらいにはなるんですけども、京都に外から来させてもらって、日々楽しくここで生活をさせてもらっているんですけども、そういった中で鴨川に出会いまして、いろいろな生活をしていく中で非常に大きな驚きというものがありました。

それが何かといいますと、その驚きの原因になったものがここに書いてあるんですけども、私、こういうところの専門家ではありませんので、皆さんのほうがもちろん詳

しいと思うんですけれども、平成9年に河川法というのが改正されて、初めて河川の管理の目的に生態系の保全というものが位置づけられたと。これは非常に画期的なことだったらしいんですね。それまで生き物については一切触れていなかったものが、ここで初めて生態系というものに気をつけましょうと。これはやはり世界的な環境の関心のあられというところが日本の行政の法律の中にも反映されたということで、実はすごい画期的なことなのかなと思ったんですけれども。

なおかつ、それが目に見える形で1つの感動を私に及ぼしたのが、実は鴨川というのは天然のアユが上ってくるんだということを知ったときなんですね。まさか、こんなところで大阪湾から、そもそも私、魚のこと詳しくないものですから、鮭なら海から来るんだなというのはわかるんですけど、すみません、アユって海から来るんだみたいな、私としてもそういう次元の人間でございました。

じゃ、今までは来なかったのかと。でも、それが来るようになった。何で。実は法律が変わって、皆さんのような方々が、いろいろな形で、いろいろなところで、川にかかわるところで変化を及ぼしていくことが、実は生態系の中の表れとして出てくるんだということに非常に感動を覚えました。これは僕知らないし、自分の周りの人間も知らない、これはちょっとみんな知っていったらいいことなんじゃないのかなということが発案のきっかけでございます。

1年がかりでしたか準備をさせていただきまして、今年ではなくて去年、一昨年ぐらいからですけれども、京都府京都土木事務所さんの方から河川法第24条と26条に係わる許可を正式にいただきまして、また、京都市ですと風致保全課というところがございまして、景観について常にチェックをしている部署がございまして、それにちゃんと企画書を去年も今年も持っていきまして、景観の観点から見ても、風致保全課の方から承認をいただく形で展示させていただいたということが許可にまつわる部分でございます。

発案があって許可をもらったと。でも、そうはいつでも、普通は許可はゼロからだとなかなか難しいところがございましたので、いろいろ考えた末、では、現在既存で存在している許可が降りているところと一緒に、もし気持ちと一緒にコラボレーションということも認めてもらえるのであればできるんじゃないだろうかということで、たまたまこれは、コラボレーションのところに実施の際のコラボレーションとありますけれども、今度、こちらは環境省、それから農林水産省が全国的に強化しているカワウ被害対策というのがあるようなんですね。それは鴨川だけに限らず日本全国で、残念ながらとい

いますか、ちょっと過去の経緯で、カワウがどうも日本中に広がってしまって、それで生態系がバランスが崩れちゃったんだと思いますけれども、それをとりあえず、現状はいたちごっこかもしれないけど、とりあえずカワウの被害対策というのをしていると。それは鴨川でもしていて、それは実は漁業協同組合さんの方でされているということで、そこでのコラボレーションという形で、漁業組合さんの方から、思いは同じである、ぜひやりましょうということで許可をいただいたという形になっております。

それで、従来はロープだけでしたので、それよりかは少し何か、最近、工事現場とかでも白い壁がありますけど、あそこにいわゆる仮囲いアートといいますか、そういったものも最近出てきています。小学生の絵が飾られていたりですか、いろんな作家の絵が飾られていたりとかしますので、そういう形で、少しロープよりかは、あれ何だろうというところから、写真のフェスティバルと絡めて、人々が、そもそもそういえばロープって何だったの、何でカワウの被害対策って必要だったの、何でカワウが増えたの、何を守ってるの、川って今変わってるの、何でというところを、なかなかこういった会議のところには、傍聴席もありますけども、なかなか一般の人に来てもらうというところまでは遠いかと思いますので、こういったところをきっかけに理解をしていただくことがあったらいいんじゃないかなということでさせていただいております。

その際には、3ページのところにちょっと載せていますが、過去の事例もいろいろと参考にはさせていただきました。例えば、これはさすがにすごいなと思って、僕もちょっとこれはできないなと思って、ここまではやれなかったんですけども、これは多分、川の中ですね。鴨川の水面の中に世界水フォーラムの、これ何メートルあるんですかね、川幅の半分以上あるんですかね、巨大なシートがどうも沈められていて、こんなことをされていたというのを水フォーラム新聞で発見しましたりとか、今はなくなってしまいましたけど、友禅流しの一夜限りのイベントということで、夜、川の中でされているものとか、あと、先ほど言いました南座の仮囲いアートですとか、ちょっと海外の事例とかも見ていきながら。

ただ、今回、水の中の生態系に対して考えていこうということだったので、ほんとうは私も川の中でやりたかったんですけど、そうするとやっぱりアユに申し訳ないかなと思って、今回は川の上でという形でやらせていただいたというのが経緯でもあります。

今、話がかぶりかもしれませんが、2ページの下のところには、実施で使用した図案と意図、意義があります。今もお話ししました友禅流しのことも少し頭に想起しましたし、

鴨川の文化的な展示を考えるとどうやって景観を考えるかというところで、アユの写真ですとか鴨川の水面の写真を使いました。それから雲、鳥、堰堤、釣り人、こういったものをモンタージュとして。なぜこういうのを使うかといいますと、川でとったものであれば川と同じ色味なわけですね。そこにあるものですから。それをモンタージュすることによって作品とすることで、うまくその空間に溶け込ませていくということ、特に景観としての親和性ということで注意をしました。

あと、文化的な芸術的な視点でいきますと、例えば登竜門という言葉がありますけれども、登竜門の故事をちょっと想起させたりですとか、この時期、ちょうど4月、5月ですので、端午の節句、鯉のぼりを想起させるということで、伝統文化とコンセプトも親和をさせていくということで図案を発案しています。

これらをもとに、河川法が変わったことによって、川が今までアユも上ってこれなかったし、その他アユ以外のいろいろな、私はあんまり詳しくないですけども、生態系の中にいろいろ影響があったものが、少し少し自然が返ってくることを祈るということで図案化しております、簡単に言いますと、東西に2つの竜を昇らせる。アユとかでモンタージュをつくって2匹の竜が昇ってくることで、川が蘇生しているんだということ象徴的に見せたいということで図案化いたしました。

3ページのほうに移っていただきますと、3ページの上のほうに、こちらとかかわりのあるところだと思いますけれども、京都府鴨川条例前文のところ、鴨川の文化的意義というところで、歴史の中で人々の集ったりですとか遊ぶ場、それから、芸能の発祥の空間であると、もしくはさまざまな水文化を育んできた場所であるということにふさわしいように考えて、環境意識が高まっている現代に呼応する形で展示をするということを考えております。

こういったことによって、現在、河川法という意味ですと国ですけども、国土交通省さんですとか環境省さん、それから農林水産省さん、京都府、京都市並びに漁業協同組合などが連携して環境に取り組んでいらっしゃる、ここの場もそうですけれども、そういったものを人々に少しでも、全然知らなかったけど何というところに少し関心を持ってもらうきっかけを作りたいということでございます。

なおかつ、京都府さんが策定されました京都府生物多様性地域戦略というのがあるようです。ホームページの方で見たんですけども、この中に、これはすごい大切なことだなと思う言葉がありまして、森と里と川と海のつながりの回復に関連した展開も今後

取り組む、こういう言葉がありましたので、今回はアユだけですけれども、行く行くは、やはり大事な森・里・川・海のつながりを回復したいと言っている京都府生物多様性地域戦略を、私も勉強しながらですけれども、皆さんに教えていただきながら、ちょっとこのところを展開。行く行くは子供たちとかいろいろな人たちと、私だけじゃなくて展開していけたらいいなと思っております。それが意義のところになってまいります。

参照事例は先ほどお話ししましたので飛ばしまして、次、4ページのほうをお願いします。

これまでの実施時期ですけれども、先ほどもお話ししましたが、今年だけじゃなくて、去年も4月11日から5月26日、許可をいただいた上で開催させていただきまして、今年は許可が後になってしまったので、5月11日から5月25日という期間でさせていただきました。

先ほど、もう事務局の方から説明あったと思いますので、場所については、団栗橋と四条大橋の間のございます。もちろんカワウ被害対策というのはもっと広大な領域でされていますけれども、私はその中の一部だけを使わせていただいた形で、基本的には、従来されている防鳥ロープから出ない範囲内で、従来されているものの工事を一切変えない形で実施しております。なおかつ、漁業組合の方々などから意見を伺って、一般市民の方々、特に釣り人の方とか、そういった方々が邪魔にならない箇所を選ぶ形で実施しております。

また、シートのインクですけれども、これは日本環境エコマーク事務局が認定していますエコマーク認定を取得しているインクを使って出していますので、環境にも優しくなっております。

また、メッシュターポリンという素材を使っています、これも視覚的に何となくちょっと透け感があるものですので、少し存在感を和らげる形の素材として考慮している形でございます。

真ん中ぐらいに写真が2枚ございます。左側が去年、右側が今年です。ちょっと展示している場所とかも変わっています。先ほどの映像は実は今年ではなくて、今年のが間に合わなくて去年のものですけれども、これは固定の仕方とかを毎回改善しながらやっっていこうということで、去年と今年で、申請している範囲内ですけれども展示の仕方を変えてきているということで、また来年も工夫を重ねていけたらと思っております。

4番のところ、メディア取材ですけれども、これは去年ですと、京都新聞さんが「防

鳥ロープに“竜 胎動」という形で取り上げていただいたり、今年ですとRADIO MIX KYOTOさんでちょっと出演をさせていただいたりしています。これは、何だあれというところから、やはり場があればそういったところでちゃんと丁寧に説明をしていくということも考えていますので、こういったメディアさんたちのご協力もいただきながら、引き続き……。でも、これは別に私の展示がどうこうじゃなくて、私の展示はただのきっかけですので、最終的には、河川法によって実は鴨川が何かちょっと生き返っているらしいということに人々の目が行ったらすてきなんじゃないかなろうかと。

聞くところによりますと、昔は床から釣りざおを下げて、そこでアユを釣って、上でアユを焼いて食べていたということが数十年前の京都にはあったというふうに伺いまして、今は残念ながらほとんど床で出されているアユというのは、実は現状の鴨川のアユではなくて別のところのアユだというふうに伺っていますので、行く行くはやっぱり京都の食文化として鴨川にアユがさらに復活して、地産地消ですけれども、鴨川で釣られたアユが鴨川で消費されていくということが、やはり1つの食文化としても大事な事なのかなと、一人のアーティストとしては妄想をしているところでございます。

次、5ページをお願いいたします。

こういった活動、内輪だけでやってもあれなんですけど、すごくありがたかったことに、フェイスブックなどを通じて、この間、去年からもコンタクトがあったんですけども、アルメニアという国がございまして。皆さんちょっとご存じないかもしれませんが。私も実はあまり知りませんでした。アルメニアというところから、実は今、第1回の写真フェスティバルを考えている、これを見た、非常に感銘を受けた、話を聞きたい、できたらうちでもやりたいという形で実は招聘をいただいて、先週まで私アルメニアの方に行ってまいりました。この会議もあったので戻ってきたんですけども、また来週からアルメニアに舞い戻らなきゃいけないという状況です。

マスタークラスという形で、今、なぜこういった展示があったのか、なぜ鴨川でこういうことがあったのかというのを説明してほしいということだったので、私は専門家ではありませんので、あちこちで聞いた内容をお伝えするだけですけれども、どうも日本というのはたまにはいいこともするんですよ、川の行政が変わって、ちょっと川が生き返り始めているんですなんていう話をさせていただきました。

実はアルメニアで1つ大変ショックなことがございました。私、過去、40カ国ぐらい旅をしています。私は京都の人間でもございませぬが、どうしても京都に住むと京都が

好きになってしましまして、京都を自分のことでもないのに自慢するわけではありませんけれども、「どこから来たんだ」「日本のどこだ」。大体皆さん親日でいらっしやって、アルメニアも親日です。「日本か。どこから来た」「京都だ」「東京か」「いや、京都だ」「は?」、こんなに京都という知名度がなかったエリアを、私、初めて経験しました。

何でこんなに知られてないんだろう、みんなあんなにアニメ好き、漫画好き、日本好きと言っているのに、何で京都? 京都、僕の発音が伝わらないとって、きょとんとしているんですね。「じゃ、遠いところだ」と言うから、「古都です」と。古いまちでというふうに言いかけて、私は言葉をのみました。ああ、これが理由かと。つまり、アルメニアのエレバンという都市は世界の中でも有数に古い都市と言われていまして、2,800年の歴史がございます。なので、その人たちに1,200年前からの歴史の京都なんですと言っても、ふーんということに興味を示してくれないんですね。それよりかは漫画、アニメうんぬんという話で。でも、そこに、いやいや、実は今回こういう川が京都にもあって、その川が今少し変化してきているんだよと言うと、興味を示してくれる。

だから、京都といっても、多様な形で外の人たちに理解をしていただくきっかけがあるほうが、我々、私も含めて、1,200年という歴史でアメリカに行けば常に誇っていますけれども、エレバンに行くと、そこはあまり通じないけれども、別のところで京都を理解していただけるのかなと。考えてみれば、ギリシャにしてもローマにしてもエジプトにしてもコーカサスにしても、どこへ行っても日本より歴史は当然古いわけですから、やっぱり京都が持っている多様性というのをちゃんとこうやってお伝えしていくということが大事なんだなと実感させられた瞬間でございました。

すいません、脱線しましたが、話を戻しますと、アルメニアのほうとしても、モンタージュの手法ですとか景観に配慮した形でやっているということについて非常に興味を示してくれまして、向こうとしても参考事例にしたいということで、こうやってホームページにも、これは私の許可なく勝手にフェイスブックから持って行って彼らが勝手に使っちゃったもので、私が提供したものじゃないんですけど、勝手に彼らのホームページに使われてしまっていたので、怒るわけにもいかず、そのままこちらでもキャプションを使わせていただきました。

その他にも、実はアルメニアだけじゃなくってお話をいただいているところはあるんですけれども、まだこれからの段階ですので、その辺は機会があつて呼んでいただけたら、

鴨川で私が経験したこと、それを人々に伝えていくということについてお話をさせていただいたり、展示をさせていただけたらありがたいかなと思っています。

そのあと、他の寄せられた声というところで、ちょっとこれは英語、もともとニューヨークにいらした各美術館、博物館の人たちが助成金を申請するために、アートの助成金を申請するために申請書の書類を書かなきゃいけないんですけど、その書類の書き方の先生をしていた方、ポール・ベネットさんというんですけども、今はアーティストですが、彼が実はニューヨークの大学でずっと先生をされていて、その後、メイン州に移って急に漁師の船をつくる職人になって、その後、漁師になって、今、アーティストになったという多様な方ですけども、彼からこの展示についてコメントを寄せてくださったので、それもせっかくですのでちょっとご紹介できればと思って、ここで原文の英語と、ちょっとその次、6ページ、その拙い日本語訳を載せました。わざと拙くしていますのは、あまり文章を変えてしまっても何なので、ほぼ直訳調にしていますけれども、抜粋のところでところどころだけ読ませていただきます。

彼は自主的にインスタレーションの立ち会いにいつも来てくれています。それなので、いつもインスタレーションに立ち会うために来ていますと。その後、数回はKYOTOGRAPHIEに、その当時、神戸在住でしたから、今は大阪ですけども、神戸からKYOTOGRAPHIEの間に何回も京都に来て、KYOTOGRAPHIEに出かけていますと。いつもKYOTOGRAPHIEに出かけた後に、鴨川のあたりのインスタレーションの横に結局最後は舞い戻ってきて、川と、ここで守られている生き物たちについて考えながら一日を終えるというふうに過ごしていましたと書いてあります。

その次の段落のところで、この展示というのは世界基準からしたら大して大きなものではなくてスタンダードのサイズなんだけども、でも、なぜ彼がそんなにここにこだわるのかということで、彼は別の尺度でこれは非常に大きなものだというふうに見てくれています。実際展示している最中も、通りがかった外国の方々、日本の方々が声をかけてくださって、何ですかというところで一々説明をさせていただいたりしているんですけども、そういった中で協力してくださる方々も非常に多様だと。スイスの方が来てくれたり、彼みたいにアメリカの方が来てくれたり、これがやっぱり京都の国際性の豊かな姿が打ち出されている状況かなというふうに認識しているということだったんですけども、こういった形で世界の文化の中心地としての京都の重要性が高まっていく活動なんじゃないか、というふうに見てくれています。

また、その次の段落、「次に」というところですけども、漁業協同組合や京都市、京都府からの継続的なサポートのもとで展開されているということが、逆に言うと、いかに多くの人々が川や魚や生き物の存在について考えているか。つまり、都市の人間だけじゃなくて、川や魚や生き物について考えているかということをおの人に伝えるきっかけになっているだろうと。それを我々に呼びかけてくれているということで、彼は関心を持ってきています。もし川がなければこの京都という都市の形も違ったであろうから、大切なことだということをお彼は言ってくれています。

この中で、これは基本的に個人的な活動を超えていて、地域に対するととても大切な文化的貢献、社会的貢献、教育的な貢献であるというふうにお彼は考えてくれて、その結果なんですけれども、当時、お彼は、神戸にカナディアンアカデミーというのがあるんですが、インターナショナルスクールですけども、そこでお彼は先生のようなポジションにいましたので、そこに私どもをお呼んでくださり、ぜひ高校生にもお話をしてほしいと。ですので、展示の内容も含めて、高校生に、今、川でこういうことが変化があるんだよということをお伝えしたりもさせていただきました。

実際、その中で常に生物多様性とか生物について興味を持っている学生がいて、お彼がずっとこちらに何回かコンタクトして、もうちょっと教えてほしいみたいなことがきっかけとしてあって、お彼もやはり鴨川の変化は知らなかったということで、結果的にはいい伝達の機会になったのかなと思っております。

最後のところですよ。これは公共的な資金は一切使わず、最小限の公共スペースを使ってやっているものとしてお彼は非常に興味を示してくれているというのを、ポール・ベネットさんからのコメントとして参考までに掲載をさせていただきました。

8ページに進ませていただきます。

2020年の予定ですけども、まずは、現状としては何もフィックスしているわけではございませんで、まずは今日のご報告があると、その後で、ご議論を拝聴したり、ご意見を拝聴したり、そういったものを伺っていった上で、改善をしていきながら次を考えていくというスタンスでございます。現状として、もう既に自主的に改善をしていこうと思っているところは、ちょっと細かいことですけども、シートのとめ方ですね。今までひもでやっていたんですが、固定する部分に関しては、ちょっと丈夫なアウトドア用のゴム製のものを使うことによって耐久性をより出していこうと考えております。

ちょうど今回お呼びいただいてよかったなと思っておりますのは、この間、愛知トリエ

ンナーレで非常に騒動があったのは皆さんもご存じかと思えますけれども、ああいう風な形で騒動というのがあるときに私も考えたのは、府民、市民の人たちと交流、会話をしていくという場が非常に大事だろうと。多分そういう会話があることによって、ああいった不幸な事例が起きないようにしていくのがやはり運営側双方の責任かなというふうに思った次第ですので、愛知トリエンナーレのことを考えると、たまたまですけれども、こういった場がタイミングよくあったのは非常にありがたいなと思っております。

2020年の開催時期は、一応、仮では4月9日から釣りの解禁日の前日としていますけれども、それも今、暫定でございます。

また、実施場所に関しても、現状としては過去2年間と同じ場所で、同じ素材で、ただ、ちょっと傷んできていますので、図案は少し新しいものにするということで今検討しております。

最後、7としましては、これまでの実施風景というのを、ちょっと違った写真を幾つか、2018年、2019年のものを載せております。それは載せたんですけれども、その後、土木事務所さんの方でも独自に資料1-2というのをご用意いただいたみたいです。資料1-2というのは、これは私ではなく土木事務所さんの方が用意された実施風景、もうちょっとより大きな写真で。すみません、私の方は大きいプリントができません。というのは、経費が出なくて、これ全部、自腹で制作しなきゃいけなかったものですから。これだけでも実は、変な話ですが、60部つくれというふうに言われていまして、この8枚を60部つくるのに安いネットで探しても1万円かかりまして。経費が出ない。それも府民会議としてはどうなのかなと思うんですけれども、これ、経費が出ていたらもうちょっと大きい写真にしたいんですけれども、私、自腹でやらなきゃいけなかったの、こういう形で小さい写真で私のほうは失礼しておりますけれども、逆に土木事務所さんのほうで大きめの写真を資料1-2として載せていただいていますので、そちらもあわせてご確認いただけたらよいかと思っております。

私のほうからは以上になります。ありがとうございました。

○青山（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

ありがとうございました。

それでは、続きまして、作品展示の状況などに関しまして、京都土木事務所から説明をお願いします。

○井上（京都府京都土木事務所施設保全室長）

京都土木事務所の井上と申します。どうぞよろしくお願いいたします。私の方から、本件の経過とその展示状況につきまして報告をさせていただきたいと思っております。

本件は、冒頭に話がありましたように、K G +さんが京都市と共催された京都国際写真祭のサテライトイベントとして実施されたものでございます。これは先ほど説明がありましたように、写真をモンタージュしたシートを鴨川の護岸上に取りつけたものとなっております。このように、ある特定の作品を河川敷に掲示するという行為は当所にとりましても初めてのことでございまして、明確な許可基準があったわけではございませんが、京都市も共催されている公的なイベントであるということや、シートそのものは軽量で、流出してもほかの施設に重大な被害を及ぼすおそれはないだろうと判断をいたしまして、河川管理者として設置の許可を出したわけでございます。

しかしながら、長期間にわたりまして不特定多数の方に目にするという鴨川という公共空間に、特定の個人とか団体の作品を掲示していいものかどうか、掲示することで著作権があるであろう作品を行政が優遇することになるのではないかとか、この他にも作品展示させてほしいといった申請が出てきて収拾がつかなくなるのではないかとといった懸念材料がいろいろ多々ございましたので、K G +さん並びに京都市さんに対しまして、このイベント期間中に批判や指摘などが出された場合は鴨川府民会議で広く意見を聴取していただくという条件のもと、あくまで試行として許可しますという内容を文書通知させていただきました。

イベント期間中の状況は、配付しております資料1-2の写真のとおりでございまして、当所も現地確認をいたしまして、通行される方に意見をお聞きしたりといったことをしましたところ、K G +さんには少し失礼ですが、主には、何ですかあれは、何の絵かよくわからない、見ばえが悪いといったような意見がありまして、あまり好ましいという意見はないかわりに、それ以上の質問も意見もなく、全体的にあまり関心を示されていないのではないかと印象を受けました。

また、府民の方から当所のほうへ直接いただきました意見としましては、これは一体何ですか、良好な河川環境を望みますという内容でした。ほかには、団栗橋の橋桁につけたほうが見やすいといった意見もございました。

写真にありますように、正直、シートがめくれたり垂れたりしているというのは景観上好ましいとは言えないように思います。また、シートが強風で飛んで通行者に当たったり、子供がシートで遊んで滑って落ちたりしないとか、いろいろと心配もいたしま

した。事業者の方々は、今申しましたような厳しい意見があるという事実はしっかり受けとめていただきたいと思います。

今回は、個人の作品を優遇しているのではないかという最も心配していた指摘はございませんでしたが、こういった懸念材料が今回払拭されたというわけではございませんので、今後の継続の可否につきましては、この府民会議の意見を踏まえて総合的に判断をさせていただきたいと思えます。

否定的な意見ばかりで申し訳ございませんが、以上で報告を終わらせていただきます。

○青山（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

事務局からの説明は以上でございます。

○金田座長

それでは、議事の1番でございますけれども、ただいま説明いただきました事柄のうち、ここでは作品そのものについて議論する場ではございませんので、それ以外につきまして、ご質問などがございましたら、まずお願いをいたします。どうぞ。

○澤

今回のこれは直接うちに係わることなのでちょっとお話しさせてもらおうと、先ほど言われた個人の展示とかどうのこうのというのは僕には基本的に関係なくて、これはうちが、もう10年以上になると思うんですけど、カワウ被害対策としてロープを張っている。これは結局、漁協の利益とかよく言われるけれども、それ以前の問題として、やはりカワウ被害というのが、10数年前から滋賀県でカワウを追っ払ったことによって日本全国に広がった。基本的には人災がもとになっている中で、漁業組合というのは、今の鴨川を見てもろうてもわかるけども、釣り人口やらが減って、これは鴨川だけじゃなくて全国的な問題としてね。そういう中で、釣り人が減っているいろいろと漁協が疲弊している中で、さらに追い打ちをかけるようにカワウの被害というのが発生してきたと。

カワウというのは、1日に魚を2キロとか3キロとか食べたりするんですよ。そしたら、それが100羽も来た日には、何百キロ単位で魚が日に日に減っていくんですね。これを何とか食いとめるためにロープを張っていると。ということは、漁協としては、遊漁券の売り上げとかそういう川の状況が悪化していく中で、売り上げが伸びていってない、売り上げが落ちていっている中で、さらに被害対策に予算を莫大に投入していると。そんな中で漁協ができることというのは、今のうちの漁協ではロープ張りが限界。実際問題としたら、もっともっと広範囲にうちらも張りたいんですけど、予算的にも無理と。そ

の中で最も効果的なところで小規模にやっている中で、今回、この話は、カワウの対策としてうちがもっと予算をかけてやりたいようなことを、一部京都府民の方が協力してくれるという意味合いで協力してもらっている。

だから、アート作品の展示というよりも、僕の場合としたら、カワウに対してかかしの効果を狙っているものであって、立場が当然さっきの荻野さんと違うので、特に個人の展示をしてもらっているというよりも、いろんな人がもっと協力して、被害対策にこういうのをしてあげるよ、予算を自分らで出してという人がいたらもっと賛同してもらってもいいと思うし、逆に、僕らの張っているロープがそうやっていろんな人が興味を持って役に立つなら、ほかの人の、例えば子供が川大好きみたいとか、そういう写真をちょっと飾ったりとか、そういうのもあのロープにしてもいいんじゃないかというふうにも思うしね。

それで、もともと、あのロープだけというのも僕自身はあまりいいとも思ってなかったし、何かいろんな人に注目を浴びるようなこともできれば。見た目がいい悪い、それで意味がわからへん。別に意味がわからんでええと思うんですよね、あんなものは。意味がわからんこそ人間って考えるんですよ。これがこれやと言われるとあまり考えへんですね、人間って。ああこれなんやと言って。

だから、何でもこういうものがあるかということ投げかけるという意味では、すごい意味があるんじゃないかなと思うのと、実際にあのシートが風でちょっと揺れたりする、そういうときに、やっぱり鳥が怖がって近づかない。ものすごく効果が上がっているんですよ、今、現実として。だから、うちとしてはぜひ継続したい。そういうところなので、できれば僕としては継続して、あの形か、来年、形を変えるとかは別として、そういうかかし効果のあるようなものをつけるというのは、ぜひ今後も進めていきたいと思っています。

○金田座長

他にご意見などはございませんでしょうか。どうぞ。

○杉江

今のカワウ対策のロープの件ですけども、今の代表理事の前の代表理事のときにロープの問題が出ました。ある団体のリーダーが、非常に見苦しい、鴨川に何であんなロープを張るのやというようなことで、ちょっと激論になりました。府民会議に出てもらって述べてくれという話が出ました。そのときに、やはり自分らも漁協の関係で生活があ

る、だから多少なりということ。聞くと、ロープを張るのが一月ぐらいやということ、それやったら一月ぐらいやったら辛抱しようかということ、そのときは一旦、皆さん仕方ないなということにはなったわけですよ。

これやらはったんは去年からですか。それで、あれ、漁協さんカワウ対策でロープ張らはったのに、テントやろうか、こんなん張るのも持ってはるんかな、そんなような約束はということで、土木にそんな許可をもらうたんかなと思うとったんですよ。去年はそれは後から知っただけでも、今年またやってはるから、あれ、何でやろうなと思うてね。

だから、単なる今の漁協さんが言わはることであれば、カワウ対策ということであれば、あえて今のコラボ的な問題は関係なしに、例えばロープのかわりに、よくスズメがお米を食べにくる、金やら銀やらきれいな、そういうものでも効果があるん違うかということ私を私は思うたんですけどね。

だから、要は以前の代表理事のときはそういう形で、京都の鴨川にはふさわしくない、ロープを張ってある景観やから何とかしてくれということで結構言うてはったわけですよ。けども、漁協の立場もあるからということで、それやったら一月ぐらいやったらいいやないかということでおさまったわけですけどね。そのままずっときていたのに、急に去年からですか、今のシートの問題が出てきて、あれ、どうなったんかなと思って。漁協さんすごい権利を持ってはるんかなと、僕はそういう風に解釈していました。

以上です。

○金田座長

あと、いかがでしょうか。他にご意見はございませんでしょうか。

○田中

この資料を見ながら、また議事を進行しながら、活字を追うのがだんだんしんどなってきたんですが、全体的に見させていただいて、芸術というものはさまざまな形態で存在している訳ですけども、どうもお聞きしている内容を聞くと、歴史と文化の香りある鴨川という舞台をバックに利用してやっておられるような気がするわけなので、今、国土交通省も河川敷の利用、つまり堤外地での利用などは本来的にあるべき姿の川の利用の仕方をした方がいいというのが大きな目的で、宇治川も桂川も淀川本川も今そういう形で話を進めている訳なので、やはり河川敷や高水敷にもものを置いたり建てたり、景観上の問題もありますし、余程の必要性のない限り少し無理ではないかと。私はあまり心は動き

ません。

以上です。

○金田座長

ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。手短にお願いします。

○澤

そうやし、先ほど杉江さんが言わはったように、他にもきらきら光るものとかいろいろとあるんやけども、それも1つです。という考え方の中で、何がいいか悪いか。それで、景観というのはあくまで個人の主観で、さっきのロープの、ロープが見た目が悪いというのは、僕も最初、当初張ったとき、張り始めるとき、そういう話はよく聞いたのと、今でも、さっき言ったように、あのロープは効果はあったとしても、僕は見た目的にはあんまり好きじゃない。

でも、ただ、この10何年かわからんけども張ってきた中で、僕らがそういう作業をしていると、ああ、また夏が来たなど、これ完全に鴨川の風物詩になったなという話は圧倒的に聞くんですよ。僕らが作業をしているとね。通行人で、これ不細工やなと言う人は、僕、組合長になって6年張り続けて聞いたことないんですよ、それはね。だから認められているなど。

そんな中で、やっぱりもっとそういういろんな人に親しんでもらうという意味では、今回のこの展示がいい悪いは別として、こういうのを足がかりとして、何かあのロープをいろんな人に利用してもらってもいいんじゃないかなというのが、僕の今の考え方です。

○金田座長

ほかにご意見はございませんでしょうか。どうぞ。

○丸尾

カワウは、1カ月とか、決まった期間だけ何か悪いことをするのでしょうか。

○澤

ずっとです。通年。ただ、僕らがやっているのは、これは実際はこんな言い出したらきりがなくて、被害を防ぐためには、川の上全部にネットでも張ってしまうぐらいのことをせんと被害って防げへんのですよ。ただ、僕らは、これ実際、現実的にお金に換算していくことになると、うちらが大体4月の中ごろから末ぐらいにアユを放流するん

ですよ。放流した魚というのは、養殖で池から持ってきて放流するんですよ。そしたら、野生で海から上がってきたような魚と違って、ものすごいどんくさいんですよ。ほんなら、放流した魚にカワウが入ると、全部食われてしまうんですよ。だから放流する直前にロープを張っておいて、次、解禁すると川に釣り人が入るでしょう。そしたら、カワウが降りないでしょう。だから、放流してからアユの解禁をするまでという期間限定で、今、こういう形でやらせてもらうてんです。被害自体は年中あります。

○丸尾

カワウの駆除とかは、何か鳥を保護するとかそういうものに引っかかるんですか。

○澤

今、京都府の方とか水産課とか、内水面漁業協同組合連合会というのがあるんやけども、そういうところで駆除できる、鉄砲を撃てるようなエリア。当然、京都なんかは全く無理なんでね。ちょっと山手の方とかはそういう駆除とかはしてはって、今はカワウ自体が害鳥という扱いになっていて、一定の駆除とかいろんな対策は日本全国どこでもやっています。

ただ、それでも、駆除といっても、やっぱり空を飛ぶものなのでそう簡単に、今日言うて、あした激減させるようなことはできひんので。そうやし、地道な努力を続けて、例えば1,000羽いるんやったら1,000羽を増えんようにとか、それぐらいの感じで京都でも推移しています。鳥やから難しいんですよ。そうやし、ある一定の被害を防ぐだけというのが、今のやっているのが関の山で、ほんまはもっと大規模にやりたいです。

○丸尾

NHKの番組で、1年か2年ぐらい前やったと思うんですけども、四条周辺で女性の方で川魚のお料理屋さんをなさってる方で、釣って、その釣ったのを自分のお店で調理してお客さんに出して、あれを見たとき、私もすごく感動的だったんですよ。それとか、今年の青年の主張というのがありますよね。あれで、外国の留学生の方が日本に来てびっくりしたことというテーマの中に、川にいるアユをみんな保護して、アユを一生懸命育てるのを天竜川とかいろんな日本の河川でされているということにもものすごく驚いたと。そういう自然と共生する日本人に一番感動したということを青年の主張でおっしゃっていた留学生の方もいらっしゃったんですよ。カワウを駆除するためにロープを張るといふんじゃなくて、もうちょっと何か一生懸命考えて……。

私、今ちょっと頭に浮かんだのは、友人で今年の春に亡くなったんですけども、広河

原から久多のあたりの川のところにいろんなところから鯉のぼりを、もう使わへんからという鯉のぼりをたくさん集めてきて、久多に行く川のところにロープを張って、5月のシーズンだけですけども、ワーッと風で鯉のぼりが何十も流れるような景色をずっとやってはった方がいはったんです。そのときは、みんな車で子供たちも見に行ったりして美しいと。美しさと川が調和してなかったらみんなの心を引きつけたりすることはできないですし、私はやっぱり、カワウを何とかするんやったら何とかする、アユをもっともって育てるというか、保護するというか、それとはちょっと切り離して考えたほうがいいんじゃないかなと思います。

それと、アーティストの方の作品というのは、私も若いときにそういうのを少ししておりましたので、これがどうかこうとか言うことはこういう会議でのあれではふさわしくないですし、もっともっと何かみんな知恵を出して、さっきのきらきらとか、例えばアユの何かそういう、アユの形をしたようなもので鳥をびっくりさせるような、何かみんなで考えられた方がいいんじゃないかなと思いますが。すみません、長くなりました。

○金田座長

他にも議題がございますのであれですけども、先ほども少し話がございましたが、10年ぐらい前ですけども、鴨川条例ができて鴨川府民会議が設置されて、この会議で鴨川についてのいろんな議論を出していただいて、それを京都府知事がちゃんと重要視して政策を定めるという方向に決まっております。

その方針からいいますと、先程からあった話で少し誤解があるのは、鴨川条例以前のものと以後のものとが区別されていないということが1つ。それから、鴨川条例で特に大事にしているのは、先程からこれは正しくご指摘がありますけれども、鴨川の生態環境も含めて、景観も含めて、それを大切にすることがあります。これはこのとおりです。

それで、今回の件につきましていろいろご意見をいただいているんですが、そういう状態ですから、この会議そのものには決定権はございません。それは何回も申し上げていることです。それで、ただし、以前にこの府民会議でやむを得ないというふうに考えたというか、そういう方向の議論であったというのが、鴨川にカワウ対策のロープを張るということでありました。ただし、それはロープを張るということをして、それ以外のものと一緒にするということは全然そのときの了解事項に入っておりません。本日

のご議論でも、その点はお一人を除いて基本的には賛成ではないという意見だと思いません。

したがいまして、それはまた京都府の方でしっかり考えておいてもらいたいんですが、京都府としては、実は京都市にも申し入れていただきたいと思うんですけれどもね。こういう議論を鴨川府民会議でしていたということは、ぜひともお伝えいただきたいと思っています。

本日、いかがでしょうか。このご議論は……。

どうぞ。何かありますか。

○吉川

吉川です。ロープを張るの、会議に私は出席してなかったんで、あくまで、すごい若い世代のほんと一個人の意見として聞いてもらえたらと思うんですけど。

私自身も今、普通にクリエイターを本職でゲームをつくっている仕事をしてまして、今回この会議の資料を見させてもらって、もちろんアートはアートなんですけど、アートというよりはアイデアの側面の方が強いのかなというふうに思いました。おそらく、ずっとこの会議に参加されていた方は景観のこともすごくすごく気にされるだろうと思いますし、皆さんの言っていた意見がすごくよくわかるんですけど、写真を見た感じだと、やっぱりいろいろ京都の景観のことを考えてこの色味に、ビニールというか、絵の部分の色を落としたりしたことによって、これは何という人が増えたりしたのかなというのもちよっと思ったりもしたんですけど。

絵があることで、これは何でここに絵があるんだろうというのが自分の中ですごい疑問になって、この会議を受ける前に調べたときに、あっそうか、カワウからアユを守っているんだなというのがそこでわかったりしたので、若い世代から見ると、それはそれで1つのアートだし、ぱっと見たときに、本当にいろんな年齢の方がこの絵はアユの絵だってわかるような、抽象的過ぎないものとかであれば、私は続けるのは特に反対だとは思わないですし、例えば、そこで個人のアーティストを推しているという風に見えるとしたらそれは問題かもしれないんですけど、私自身はそういう風には思わなかったんですね。これをきっかけで、ああ、こういう川を守りながら環境を整えていくんだな、その折衷案だなとちよっと思ったんですね。魚と景観ってやっぱり生きているものと見ている人の立場なので、そこ、ちよっと命の重さみたいなものもあるのかなというふうに思ったというのだけお伝えできればと思います。

以上です。

○金田座長

ただいまのご意見はご意見として承りますけれども、鴨川条例は、私の理解では、これはそんなに飛びはねた理解じゃないと思っておりますけれども、非常にユニークな条例で、その見直しの必要があるかどうかということについても、皆さんご存じのように長い間、1年ほどかけていろんな観点から議論をしてまいりました。今のところ、条例そのものを直すという必要はないという形になっている訳ですけれども、その鴨川条例は非常にユニークなので、実は、そういった景観や生態を守ることを条例で定めているという川があまりない訳であります。ですから、他の川でああいうカワウ対策のロープを張るといのは行われていたとしても、やはり鴨川条例のもとでは、鴨川でそれを実施するかどうかというのはまた別問題で、議論を必要とするということでもあります。

したがいまして、そういう原点から見るという点で、私は、鴨川のロープを容認したというプロセスはありますけれども、それ以外の議論は本日が初めてでございますので、必要があればまた改めて議論をしたいと思っておりますけれども、本日はそういういろんな意見をお出しいただいたと。

というようなことで、特に、私個人も外国人を含むいろんな方々からかなり強烈な申し入れを受けておりますし、いろんな点で、私は昨年から意見を大分、長い間座長をしているものですから、どうも私が座長をしているということがわかっている人がいるようでありまして、私に抗議を申し込んでくるというケースもあります。ともかく、それは個人的なレベルで聞いておりますので、それを申し上げることはないんですけれども、やはり本日のいろんな異論のある議論というのは、ぜひ京都府においても京都市においてもご理解いただきますように、お伝えいたしたいと思います。

それでは、次の議事に移らせていただきます。

○澤

ちょっとすいません。1つだけ。先ほど、座長が私1人以外が全て反対であろうと言われたんですが、不適切じゃないですか。

○金田座長

そのとおりでした。

○澤

全員反対じゃなかった。

○金田座長

いや、今、後ですよ。

○澤

だから、座長は先ほどの意見は正しいんですか。座長として不適切やないんですか。

○金田座長

いやいや、そのときは全然そんな話はありませんでした。

○澤

でも、誰の集計もされてないのに……。

○金田座長

集計する必要はありません、ここは。

○澤

1人以外はほとんど反対意見だったと。

○金田座長

いや、それは順番です、発言の。

○澤

どういうことですか。

○金田座長

つまり、次の議題に移ろうとしたときに発言を求められてお聞きしたというだけです。

○澤

という意味じゃなくて、先ほど、約1名以外は反対やと。1名だけが賛成やというのは、何か集計された結果ですか。ただ自分の感情で……。

○金田座長

いやいや、発言がそうであったということです。

○澤

誰か発言されましたか。どういうことですか。ちょっと、今のは座長としておかしいんじゃないですか。

○金田座長

全然おかしくないですよ。

○澤

おかしくない？

○金田座長

はい。

○澤

集計もされてないのに、僕……。

○金田座長

いや、発言は皆さんお聞きのとおりです。皆さんお聞きなんです。

○澤

いやいや、皆さん聞いてないですよ。されました、皆さん？

○金田座長

え？

○澤

皆さんから反対か賛成かの意見聞かあったんですか。

○金田座長

皆さんというか、お一人が賛成だとおっしゃってて、それ以外は疑問を出されていま
す。

○澤

それ以外は反対だという意味を言われましたね。

○金田座長

それだけです、はい。そういう発言です。

○澤

反対だって誰か言わあったんですか、皆さん。

○金田座長

皆さん疑問を出しておられますよ。お聞きになってるでしょう。

○澤

いやいやいや、皆が皆しゃべってないですよ。

○金田座長

いや、みんながしゃべってるわけじゃないです。発言した人がという意味です。

○澤

だから、発言した人がとは言われてないですよ。

○金田座長

一々皆さんに採決を求めるようなことをする場ではございません。

○澤

だから、それを僕以外の人間が反対やと言われるのはおかしいですよ、座長として。

○金田座長

いやいや、発言がですよ。

○澤

それならちゃんと正確に、発言された人の中では……。

○金田座長

いや、それは当然のことです、発言で。ここでそういう決をとるものではないです。

○澤

だから、でも今座長が言われたのは、この中にいる人間で賛成しているのは僕だけやというような捉え方しかできない発言ですよ。

○金田座長

それはそういうふうにとめられたんでしょう。

○澤

え？

○金田座長

そういうふうにとめられただけでしょ。

○澤

うん。そういう言い方をされましたよね。じゃないということですか。

○金田座長

そういうふうにとめられただけでしょ。

○澤

だったら、ここにおられる方も賛成の方もおられるということですよ。

○金田座長

今、1人、賛成の方が出ました、後で。

○澤

そういう言い方をしてもらわんと、多分、今のは……。

○金田座長

それはその段階では申し上げる状態じゃなかったですよ。

○澤

だから、その発言自体が不適切じゃないですか。

○金田座長

その段階では不適切じゃありません。

○澤

ないですか。

○金田座長

はい。

○澤

ああそうですか。まあ、そう言われるならそれで結構です。

○金田座長

それでは、次の議題に入らせていただきます。

議事の2番目です。鴨川流域の森林保全と野生鳥獣被害対策についてでございます。

事務局から説明をお願いいたします。

○青山（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

島井様と荻野様、どうもありがとうございました。

すいません。議事の2に入る前に、ちょっと……。

○荻野（アーティスト）

すいません、1つだけ質問していいですか。私、今回の資料、60部用意しろと言われてまして60部用意したんですけど、出席者が30人ぐらいしかいないのに、何でそういえば60部だったんだろうなと思って。結構費用がかかったものですからね。

○青山（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

いや、欠席の方もいらっしゃるんで、欠席の方にも全部送りますし、そういうことです。

○荻野（アーティスト）

全部60部。60人いらっしゃるんですか。

○青山（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

はい、予備も含めて。欠席の方にも全て資料を送っておりますので。

○荻野（アーティスト）

メールで、全部で29人ですと書いた上で、60部くださいと書いてあったから、あれ、2

9人なのに何で60部要求されたのかなと思って。

○青山（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

あと事務局も。メンバーは29名ですけども、あと事務局、私ども事務局の者も資料要りますし、それも含めて全部で60部お願いしたということでございます。

○荻野（アーティスト）

すいません。海外の感じでいくと、私、今回のためにアルメニアから戻ってきたりもしてますし、日にちを決められて、交通費も出なくて資料制作費も出ない、資料出力費も出なくて日当も出なくてというところで、府民会議さんとして今後ちょっと、私はいんですけれども、今後、いろいろな広く大きな重要な意見を聞いていこうと思ったときに、いろいろな方々をお呼びするときに、全部手弁当で来てくださいと。私だったからかもしれませんが、私、一京都府民としてちょっと……。くれとは言いませんけれども、せめて実費とか、そういったことって手当てを今後もされないのかなとはちょっと……。1万円程度ですけども、実際、海外から出力して60部刷って郵送して送ってと。それも個人でやっている、ちょっとずつの費用というのは結構かさむものですから。府民会議でスピーチに来てくださいということで招集を受けて、実費も全部出なかったのって結構珍しいケースだなと思ったので、少し疑問というか、あれ、何か違和感があったなということだけお伝えしておきます。ありがとうございました。

○青山（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

ありがとうございます。すいません、そういうことも承知の上で来ていただいたと思っておりますが。

それでは、次、会場設営、ちょっとまた舞台展開させていただきますので、しばらくお待ちください。

お待たせいたしました。それでは、議事の2番ということで、本日は、京都府農林水産部農村振興課の荒堀主幹にお越しいただいておりますので、よろしくお願いします。

資料は、お手元の資料2というものをお配りしております。

それでは、よろしくお願いします。

○荒堀（京都府農林水産部農村振興課主幹）

京都府農林水産部農村振興課の荒堀と申します。よろしくお願いします。私、農林水産部のほうで野生鳥獣被害の対策とか狩猟の関係、そういった事務を担当させていただいております。よろしくお願いします。

きょうは鴨川の話がメインということですが、鴨川に山から水が流れている、その山の状況も非常に大切だということで、今、山で何が起きているのか、野生鳥獣が何をどれだけどんなことをしているのか、そんな話と絡めながらお話をさせていただいたらなと思っています。

私、この4月から京都府農林水産部の方に赴任してきて、あまり期間がないのですが、この4月にやっと京都の方に来まして、実は私、京都の北部の出身なんですけれど、京都のこちらの方はあまり不案内なんですけども、5月ぐらいでしたかね、鴨川のそれこそ三条大橋ぐらいに鹿が出るとるでという話を聞かせてもらって、ええーっという話でびっくりしたりしておりました。そんな感じで、山で、特に鹿がどれだけ増えているのか、どんなことになっているのかという話を中心に話をさせてもらえたらなと思っています。

今、画面で見ていただいているのが森林被害状況、そのうちの人工林、杉やヒノキの山でどんなことになっているのかという話になります。

この写真のように、鹿が木の皮をむいて被害を与えているということで、林業の方ですと一番下のこの太い部分が一番大事なところなんですけれども、ここでこうやってめくられてしまいますと一番大事なところがやられてしまう。そして、山に苗木を植えるのが林業なんですけども、その苗木の先っちょを食べてしまう。どんどんどんどん食べるものですから、出た芽を出た芽をどんどん食べて盆栽のようになってしまったり、なかなか林業もやりにくいという状況です。

これは山ではないんですけれど、果樹園、ミカン畑です。ちょっと電気柵が見えておりますけれども、鹿が入ってきますと、1週間かそこらでこうやって葉っぱが丸坊主に、丸坊主にはなっていないんですけど、これ、このラインで鹿の首、口が届く高さまで全部葉っぱをなくしてしまうということで、下手すりゃミカンの木も枯れてしまう、収量も激減してしまうという状況です。

これは天然林ですね。道が散策路が映っておりますけれども、つい10年ほど前までは本当に天然林の豊かな自然な植生があった訳なんですけども、この10年かそこらの間に、この周り芝生を刈ったようになってはいますが、これ、誰が刈ったわけでもなくて、鹿が食べたんです。このあたりずっと葉っぱが下の方ないんですけど、これも同じです鹿の口の届く高さまでは葉っぱを全部食べ尽くしてしまっているという状況。ササも全部なくなっております。

これはもう1つひどくなったところで、山の斜面の地面、草もなくなって石がごろご

ろ出てしまう、根っこが地肌が出てしまうというような状況にもなります。

町のほうなり里のほうなりから山を見たら山は緑色で緑豊かで、ああ、山はいいなど思うんですが、いやいやよく見ると、先ほどの写真のように草も何もないという状況になると大変なんですけども、そうでない、いや結構草ありますやんというところでも、鹿が食べない草、忌避植物というんですけど、こういうイワヒメワラビあるいはミツマタ、ダンドボロギクとかタイミンガサとか、このジャケツイバラというのは本当にとげがものすごく強くて、つかれたらかっぱも破れちゃうような植物なんですけど、こんなものしか生えなくなっていったって、さらに、これもひどくなればなくなっていくというような状況が、鹿が多いところではあちらこちらで起こっております。

これは環境省がもう随分前、平成24年ぐらいまでの各県の調査の状況をまとめたものですけれど、京都府の近隣府県での森林下層植生、森林の中の下草だとかそういったものの衰退度、どれだけ鹿にやられているかというところを調べてまとめたものです。京都府はここですね。兵庫県境に近いところ、福知山、京丹後市の南西側、それから京大の芦生の演習林とかそういったところで、赤いところほどひどいということです。

これは京都府で23年に調べたものですけれども、色の濃いところが非常にやられている部分です。こういったところがやっぱりやられてひどい状況。衰退して下層植生が全然なくなってしまったり、これはヒノキですけど、ヒノキでは皮をめくられる。それから、杉でも同じような状況なんですけど、今、丹後半島の中ほど、北部の方とかでしたらまだそれほど被害はないというのが平成23年の調査ですけども、それがだんだんと広がっていています。鹿の生息域がどんどん北の方に広がっていています。ちょっと南部の方は不案内ですけども、どんどん北部の方に広がってきております。

じゃ、何でこんなに広がっているのか、何でこれだけ鹿が増えているのかという話にもちょっとつながるんですけども、山の話だけじゃなくて、里に近いところの様子をちょっと見つめ直してみたいと思っています。

これは今から40年ぐらい前の航空写真です。谷、谷、耕地が耕されて管理をされているというふうに見ていただいたらと思っています。それが今、2014年ですね、この赤い部分はもう耕作放棄をされたところです。なかなか耕作条件が悪いところ、ちょっとでもやりにくいところは放棄をされて、農家の高齢化、それからいろんな社会情勢の変化があって、こういったふうにとんとんと農地が耕作されないようになっていくという現実があります。この写真は北部の方なんですけども、これは府内、全国どこへ行っても

同じような状況なんだろうなと思っております。

これはグラフにしたものですが、どんどん耕作放棄地が増えていっているというグラフです。私、農作物被害をどうやって減らしていったらいいんだろうか、どうやって守っていったらいいんだろうかという場面の仕事が多かったものですからこういった図をお見せするんですけど、これ、上と下と同じ状況で、同じ畑があつて同じ囲い方の柵があつたとして、これはたまたまイノシシですけども、鹿でも同じです。効果的な柵をつくろうと思えば、こういう藪が農地の近くにあつたらだめですよ。獣の警戒心を高めようと思ったら、この藪を刈り払わないとだめですよということを言っています。同じ条件の柵でも、この藪があるかないかで全然効き目が違うんですよという話をさせてもらうんですけど、実際そうなんです、耕作放棄地が増えるということ、この下側に本当はしたいんですけど、逆向きの矢印になっちゃって、どんどん耕作がやりにくくやっっていく、農地が守りにくくなっていく、そして獣の住みかがどんどん広がっていくというのが里で起きているということがわかっていただけるんじゃないかなと思っていました。

それから、これも環境省のデータですけど、2014年に生息密度を全国で推計して、そして絵に落としたものです。京都府は中ほどの、全国的にも結構赤の濃いところになりますね。兵庫県北部と赤の結構濃いところに入っております。京都府の近辺をアップしまして、やっぱりそういうことなんだろうなと。

じゃ、実際に京都府の捕獲はどういう風になっているんだろうか。左側が平成28年度に捕獲された地域ごとの量ですね。色の濃いほどようけとれている場所と見ていただいたら、やっぱり環境省のデータと符合するのかなと見ていただけるんじゃないかなと思っています。

これは環境省のデータですが、なんせ山の中にいるものですから数を数えるわけに実際いかないし、いろんなデータから推計をして、こうやって増えていっているんだろうな、またシミュレーションができるということです。統計上だけの話ですが、これを減らしていこうと思ったらどれだけとらなあかんのかということ、推計ができる、シミュレーションができるという話です。どんどん減らそうと思ったら、今の捕獲量よりもどれだけ頑張って捕獲せなあかんのかというのを計算ができるということです。なかなか実態とは必ずしも合わない場合がありますけども。

じゃ、京都府の被害はどれだけあるんだろうか。これまでの様子を見ていただきたい

と思います。平成6年から去年までですけども、赤い折れ線が農業被害です。平成20年ぐらいが一番ピークで、その後、どんどんどんどんと農村地域の景観が変わるぐらい柵をつくって整備してきました。どんどん農作物被害は減少してきております。農家の声でいうと、なかなかそうもいっていないよという話もよく聞かせてもらっているんですが、総量としてはどんどん農作物被害は減っているのかなと思っています。

じゃ、山の方。ここで調べているのは林業被害です。この緑線が林業被害額なんですけど、これは林業自体がどうなのかという話と符合してきますので、必ずしも林業被害が減ってきているのかどうか、鹿以外から守られているのかというのはなかなか十分反映していない部分があります。

もう1つ。これは農業だけじゃなくて、農林被害を鳥獣から守ろうという施策をとっているんですけども、農業被害額の減少というのを1つの指標にして京都府は目標を立てております。昔、先ほど言ったように、平成20年、21年ぐらいが非常に多かったんですけど、今、大分減っております。それでもまだ被害が多いということで、令和3年までにもっと減らせようという目標を立てて、いろんな施策を進めたりさせていただいております。

次、鹿の捕獲頭数を報告させていただきたいんですけども、どんどんと捕獲をしていただいております。平成27年が一番ピークになって、ちょっと今下がってきて、横ばいの傾向になろうとしております。後で申し上げますが、捕獲目標、年間2万6,000頭をとろうと、とっていただくという施策をしているんですが、なかなかそこまでは今追いついてないということです。

獣害防止、とるだけではだめ、いろんな対策が必要なんですけども、守るべきものを守る。青いところですよ。守るべきものをしっかり守ろう、獣を減らそう、それから、里に出てこないような環境をつくらうという、そういういろんな対策を総合的にやろうとしております。

ちょっと話があちこちしますけども、鴨川流域で森林整備がどれだけ行われているのかというのをちょっと調べさせていただきました。これも造林事業というか、国の補助事業で、山で実際に行われている数字なんですけども、人工造林がこの4年間で合わせて5ヘクタールぐらいなんです。一方、間伐、間引きのほうがこの4年間で合わせて460ヘクタールぐらいです。森林整備の中でいうと、人工造林、木を植えるというところは、今、非常に低調になっているということが見ていただけるのかなと思っています。

次、先ほどのやつは民間の方が、民間の方なり公的なやつもありますが、植林をされたり山の手入れをされた数字だったんですけど、これは山の中の保安林について、治山事業といって保安林について京都府が整備をしている数字です。保安林改良といいまして、これも保安林の間引きを手入れをしたりしているのが、京都市内、京北以外で30ヘクタールぐらいある。

それから、鹿が非常に増えてきているということで、山の植栽、苗木を植えようと思ったら、なんせ放っておいたら鹿が食っちゃいますものですから、柵をしないとイケない。どうしても柵がないと山が育てられない、苗木が育てられないということですね。今、この4年間で、柵だけで、これ京都府全体です、58キロ行われています。造林全体でも京都府全体で267という数字なものですから、今、山で木を植えようと思ったら、防護柵、ネット柵、いろんなパターンがありますけども、柵をしたり、一本一本守るというタイプもありますし、いろんなこういう苗木を守る対策とセットでないと、なかなか森林造成ができないという状況になっております。その辺が林業全体の足を引っ張るような1つの大きな要因に今なっているというところですよ。

これから写真をお見せします。こうやってネットで囲うというパターン、それから、一本一本苗木にこういうチューブ的なものがかぶせたり、ある程度大きくなったものについては何か網みたいなこんなものを一本一本かぶせたり、鹿がかじらないようにという対策です。

これは京都府がやっている治山事業での試行例ですけども、一本一本こうやって守ることもできるんですが、やっぱり京都府中北部では雪が降ります。雪が全然ないところなら構へんんですけど、一生懸命こうやってやっても、雪がたくさん降れば積雪で、また雪解けあたりにずるっと雪が動けば皆こけちゃうということで、なかなか今大変だというのが現実です。

そして、先ほどネットっぽいやつがありましたけど、鹿がかじらないように、こういうような資材がいろんなパターンで開発されております。

山の方はそういう状況で、これは里の方。農作物被害を防ぐために柵を一生懸命整備していただいております状況なんですけど、平成23年ぐらいからずっと整備をしていって、今、京都府内全体でこの8年間で3,200キロほど整備をしていただいております。こんな影響もあって、農作物被害は大分減ってきたのかなと思っています。

じゃ、京都府は鹿をどうしようと思っているんだということで、その計画の内容をお

話しさせていただきますが、特定鳥獣管理計画というのを作っております。管理計画というのと、また保護計画というのがある訳なんです、管理計画というのは、とっていきこう、減らしていこうという計画です。ニホンジカの方は頑張って減らさないといけないということで、平成27年ぐらいの生息数を半減させようということを目標にとりあえずしております。平成27年の推定の生息数ですが、9万1,000頭、これを令和3年には半減させようということです。

何をもとにしているかということ、森林の植生への影響がまあまあないレベルの密度といたらどれくらいかということ、平方キロ当たり3頭とか5頭ということらしいです。それを京都府の森林面積に掛け合わせると、適正生息数は1万頭だとか1万7,000頭という数字になっちゃうんですけど、なかなか一足飛びにはそんな風にはできませんので、計画的に年間捕獲目標を定めてやっていきこうということだったんですが、以前はメスジカ1万2,000頭とかオス6,000頭と言っていたんですが、それはもうクリアしちゃいましたので、ちょっと前に目標を高く上げて、今、オス、メス合わせて2万6,000頭とらないとなかなか目標達成が難しいという状況で、目標を立てております。

じゃ、具体的にはどんな政策をやっているんだという話なんです、農林水産省、それから環境省、それぞれで補助事業を持っておりますので、それらを最大限活用させていただいて、捕まえる事業をさせていただいております。猟師さんがとっていただいたら、1頭当たり7,000円とか9,000円とかお渡しをしてという補助事業を仕組みせってもらったり、京都府が直接発注をして捕獲をしていったりと、そういう施策をいろいろやらせてもらっております。京都府単独でも、狩猟期に猟師さんが鹿をとらしたら、1頭当たり、メスなら5,000円とかオスなら3,000円とか。メスを気張ってとっていただいたら方が数の減少に有効なものですから、一生懸命こうやってとっていただいております。それでもなかなかこうやって捕獲数が増えないんですけども、以前は鹿の狩猟での捕獲にちょっと制限もあったりした時代があったんですけども、それはもう撤廃をしておりますし、狩猟期自体も1カ月延長したりと、そういった施策をさせていただいております。

次、捕獲をしていただく猟師さんも増えていかないと困るということで、これは全国的なグラフなんですけど、ハンターさんがどんどん減少してきました。しかも高齢化をしてきておりますというグラフです。京都府もこれと同じような状況で、今、60歳以上の方が6割を超えておりますし、平均年齢でいうと、地域によってさまざまですが、も

っともっと多いところもありますし、地域の有害駆除の班が編成できないみたいな地域もあつたりして、実際に狩猟期に猟をされる方もどんどん減ってきておりました。でも、頑張って免許を取ってくださいとか、そういった呼びかけをどんどんしてきておりましたので、鉄砲猟師さん、銃量はどんどん減ってきておりましたけども、罠の猟師さんは大分増えてきたりして頑張っていたいております。

免許も頑張って取っていただいておりますが、免許を取らなくても、だんだん先輩も少なくなってきましたし、免許を取ったからといっていきなりベテランの猟師になれる訳でもないの、そういった猟師さんをフォローしていく制度、狩猟インターン講習制度というのも作って、先輩猟師が新人猟師さんを現地で直接指導する、2年間指導していく、そして現場ですぐ活躍できるようにレクチャーしていくと。そういった制度も作らせてもらっておって、また、個別に罠の技術研修ですとか、実際に射撃場で練習をしてもらったりとか、そういったこともやらせてもらっております。こんなことで、あれこれといろんな施策をさせていただいております。

そんなことで大体話をさせていただいたんですが、これを見ていただきますと、これは冬の大根畑です。これは何が食っているか。これ、無残に食った跡なんですけど、農家の方は、これ出荷できない、もう時期が済んだと思ったら、畑とかその周辺にほったらかしをされている場面なんです。ほったらかしをして、それを鹿が食って、冬の間、餌が少ない間に栄養をつけて、何とか冬をしのいでいるんだろうな。

これは、これから稲刈りシーズンになりますけど、稲刈りの後、ひこばえが出てきます。ひこばえを鹿が一生懸命食った跡なんです。こういったところで、農家の方にも農家の方なりに、つかまえなくても鹿が増えることを助長しないような対策もできるんじゃないかなということ呼びかけをさせていただいたり、また、農家自体も一般の方にも狩猟免許を取っていただいて、みんなで取っていきましょうということ呼びかけをさせていただいておるところでございます。

以上です。ありがとうございました。

○金田座長

ありがとうございました。

ただいま、野生鳥獣被害対策について包括的なご紹介をいただきましたが、ご質問も含めまして、ご意見、ご質問は何かございませんでしょうか。どうぞ。

○杉江

質問というよりか、現状を一番ご存じの田中さんどこ、今、実情はどうですか。ちょっと聞かせていただけますか。よろしく。

○田中

山寺に住んでいる関係上、現場は非常に厳しくなっております。今、府の方からいろいろ丁寧に説明していただいたんですが、林業者自体が疲れてはります。杉、ヒノキの人工林を育てるのは至難の技だと。つまり、昔なら、冬の寒いときにトンガを持って一本ずつ植えて、そして雪に倒されないように支えをして、そして幼木になったら枝打ちを1回目したりして育てても、確信犯ではないですけども、気候変動という1つの現象があって、風が吹けば、あるいは雪が積もれば、すごい湿度の高い雪が最近降りますから、すぐに曲がったり倒木になったりする。北山杉というブランドは、ご存じのように、曲がったら全然経済価値がないんです。一生懸命手塩にかけて二、三十年育てて成木にしようと思った途端に雪害で倒れたりする。本当に疲れ果ててしまって、そういう事態が毎年起きておりまして、北山の林業自体は、府の方もご存じだと思いますが、すごい被害が出ております。

そういうことも含めて、鹿の問題ですけれども、府の方も言うておられましたけども、雪が積もりますと、いくらネットをしていてもその上を簡単に飛び越えてきますので、春になればメジカが網に角が引っかかって死んでいるとか、そういう現象もありますし、いろんな弊害が出てきています。だから、人工林を杉やヒノキで今からしていこうというのは、非常に苦勞が絶えないという感が強いと思います。

それで、話に今出なかったんですが、京都府さんのモデルフォレストという1つの策として、思い切って林相を変えていこうと。つまり、今の杉やヒノキでは貯水能力もだんだん薄くなってきていますし、これは川にも生態系にも影響します、あるいは治水にも影響する問題なので、例えばブナだとかトチだとかコナラとかクヌギとか、いろんな広葉樹林を育てていく必要があるのではないかという、そういう時期にさえなっているように思います。だから、今、非常に待ったなしの状況だと思っております。これは水害も含めて、雪害も含めて、深刻な状況になってきていると思います。

それで、じゃ、今、何かすぐに手を打つことがあるかといえば、そんな簡単なものではないと思っております。ハンターになられる方も、やっぱり2年間という研修時期もありますから、なかなかハードルが高いようです。猟師さんも、山寺にいる関係で、時々、四、五人のメンバーでクルーで入ってこられるんですけども、鹿が逃げ出すととてもス

ピードがあって、なかなか四、五十メートルの距離ぐらいで撃つのは至難の技だと。1日中、山を歩いても一匹もとれないときがある。

これは私的な話で申し訳ないんですが、ある日、門前にでっかいでっかいオスの鹿が現れまして、山から下りてきまして階段を下りていったんですが、これが門の中に入ると大変だと思ひまして下の方へ何とか追っ払ったんですが、すぐその後から、こんな小さい、僕からいえば小犬みたいな形の小さい犬が、首のところに、アンテナを首輪のところに立てて、その鹿を追いかけて行ったんですよ。追いかけて、やや二、三分もすると何か急に静まって、その犬がウーッとほえ出したんです。ということは、これはとったぞと。その犬は相当学習というか訓練されていて、鹿の急所を知っているわけで、そこを一咬み噛んで、すぐ殺してしまった。

そして、飼い主さんをそこで彼は呼ばんならんで遠ぼえをして、オオーツというすごい高い遠ぼえをして呼ぶ訳なんです、僕も下の方に電話して猟師さんがいないかどうかということも含めて連絡したら、15分ほどで飼い主さんが軽トラでやってきてくれて、「いやあ、こんないいところで犬がやってくれて、また志明院さんもいいところで見つけてくださって、ありがとうございます」と。というのは、山の中であんな大きな鹿を運ぶのは至難の技で、道端ですとトラックにすぐ乗せやすいということも含めて非常に喜んでくださって、余談ですけども、後日、おいしいところの肉を持ってきてくださったんですが。

なぜそういう話をするかという、なかなか猟師さんの手で1日1匹獲るというのは至難の技なので。犬の方がむしろ賢いというか。だから、そういう意味でも、今、猟師さんが四、五人で山に入られても1匹獲れるのはなかなかないと。先ほど出ていましたように、やはり各山林農家の人たちは、自分とこの家で檻とか罠をかけてやっておられます。その率はすごく高いらしいんですね。だから、そういう方面で、徐々に増えるのだけはやめていただきたいと。何とか少しずつ減っていけば将来明るい兆しが見えてくるのではないかと思うんですが、今の状況では、さっき言われたように、いろんなところで森林の下の下草が全部なくなりましたから。これは後で、例の鴨川に浮いている、あれ何でしたっけ。

○金田座長

オオバナミズキンバイ。

○田中

あれも結局、ついでに申し上げておきますけど、下草がなくなったものですから地肌が全部丸見えになって、そして雨が降るとそれを全部流すわけです。ところが、北山の林業というのは、リンとか窒素とかの化学肥料を早く育てるようにやりますから、どうしても土質が栄養価が高くなっています。それが雨と一緒に流れると鴨川自体の水が富栄養化して、結局、ああいう外来の植物だとかいろんなものでだんだん汚くなっていってしまうという現象も実は非常に深刻な状況になっているということを申し添えておきたいと思います。

以上です。長くなってすみません。

○金田座長

ありがとうございます。

他に、どうぞ。

○杉江

そうですね。結構深刻な状態なんですね。

それと、皆さんもうお忘れかと思うんですけど、去年の台風でかなりの倒木が出ました。いつだったかな、京都市さんの方へ寄せていただいて、どうなるかと言ったら、まず優先順位があって、倒木問題については貴船とか鞍馬の方を先やってから、また雲ヶ畑の方にも入るということをお聞きしておるんですけど、それに追い打ちをかけるように野生動物がこういう公害的なものを起こすということで、それもあわせて林務関係の方には頑張っていただきたいと思いますし、なおかつ、実は後で出てくる議案の中のオオバナミズキンバイの方の、この間、8月にそれをやったわけですけど、その前に下準備に現場へ行きましたら、塩小路橋と七条大橋の間ぐらいですけども、鹿が川の中において、小さな鹿でしたけど、だんだんだんだんやはり下流に向けて行きましたね。最終的にはどこまで行くか、ちょっと僕らはわからなかったんですけどね。だんだんだんだん源流というか北のほうに住みづらくなってきたんかしらんけど、都会の方に出てきた。そんなんを見かけました。

以上です。

○金田座長

今は京都府の方にエールを送っていただいているんですけど、それから、犬や兎のほうの有効だという話も今ありましたし、いろいろあると思います。

他に、何かご質問やご意見はございませんでしょうか。

○宮下

宮下です。7ページに、有害鳥獣、その下に野生鳥獣と2つの言葉が書かれているんですけども、全体には鹿ということで理解したらいいと思うんですけど、この違いというのをちょっと教えてもらいたいです。

○荒堀（京都府農林水産部農村振興課主幹）

有害鳥獣というのは、やっぱり悪いことをするやつやという思いが前提にあつての言葉なものですから。野生鳥獣というのは、いろんなやつも含めて、悪いことをしないやつも含めてのそういう感覚での言葉です。特にこの場ではしっかりした区分はしていません。

○宮下

すると、この被害の推移というのは、鹿の被害推移ということではないんですか。全体のことを言っているという意味ではないですね。このグラフは、いわゆる鹿と考えていいわけですね。

○荒堀（京都府農林水産部農村振興課主幹）

大変失礼しました。ここでは同じ意味です。有害鳥獣による農林業被害の推移、ここでは同じです。7ページの上のグラフ、農業被害の中にはカラスやアライグマやらヌートリアとか、いろんなものの被害を含めたグラフになっておりますし、下も同じです。言葉が統一できていないだけの話です。失礼しました。

○宮下

そしたら、同じと考えていいわけですね。

○荒堀（京都府農林水産部農村振興課主幹）

同じです。

○宮下

それと、今、犬というのが出てきたんですけど、私も、やっぱり天敵というのがいなくなったということが大きな原因だと思うんですけども、天敵というのは、大体オオカミなんか天敵ということで私としては思っているんですけどね。そういう天敵対策というのはあまり考えておられないですか。

○荒堀（京都府農林水産部農村振興課主幹）

鹿が増え過ぎてどうしようもない、困ったことだということになれば必ず出てくる議論が、じゃ、天敵がいなくなったから、オオカミがいなくなったから仕方がないんだ、

よそから導入しようという話も出てきたりするんですけど、それは本当にいろんな議論があることで、じゃ、オオカミが子供に害を加えたらどうなるんだとか、そういった不安がどうしてもつきまといますし、それを実際に導入しようという話には全国どこへ行ってもいっていないと思います。

○宮下

なかなか難しい問題だと思います。

私、今、田中さんの意見を聞いていて、犬を近くに飼っていくとか、そういうようなことで1つの対策として考えてもいいんじゃないかなということをちょっと思いました。

以上です。

○金田座長

ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。どうぞ。

○澤

さっきの鹿1頭当たり7,000円から9,000円とかというのは、これで猟師さんとしては割が合うのか。多分、割が合わへんかったらやらへんと思うんですけど。その辺と、あと、昨年とおととの台風でかなり山が荒れたというので、今後、こういう野生の動物の被害が増えるとか減るとか、そういう見込みとかを考えて今後の計画というのは立ててはるのかという2点。お願いします。

○荒堀（京都府農林水産部農村振興課主幹）

まず1点目。報償費的な1頭当たり幾らだという額があるんですけども、京都府、例えば狩猟期中に3,000円とか数千円とか、そういった数字はやっぱりよその県との並びも意識しながら、遜色ない額でと思っているんですが、それで生活ということには想定しておりませんし、よし獲ってみようと、ふだんは鹿はあんまり獲るつもりはなかったんだけど、お金が出るんならちょっととってみようかなという猟師さんのインセンティブというんですか、そういったきっかけになればなと思って。

いくらとろうと思っても忙しくてとれないという方が相当いまして、とるつもりはあってもなかなかできない、時間がないという方がやっぱり多いんだろうな。とる人は非常にたくさんとるので、でも、その中間ぐらいの方にとって、よし、ちょっとやってみようかな、それも鹿も狙ってみようかなというインセンティブには相当きいてきているのかなと思っておりますし。

○澤

あともう1つ。台風の被害で山が荒れたと思うんやけど、それで、例えば木がなくなって地肌が露出しているとか、いろいろなところがある中で、今後、鹿とかがどういふふうに動くのかとか、増えるとか減るとかいう想定はされているのかなと。

○荒堀（京都府農林水産部農村振興課主幹）

こちら京都のほうに来て、森林の風倒木を見て非常にびっくりしたんですけども、風倒木で山がクシャクシャになっている状況の中ではやっぱり鹿が動きにくいので、山が整理されていけば解消するんですけども、行動を制限する要因にはなっているんじゃないかなとは思っていますが、それが鹿の生息にどう影響をするかという、例えば森林の中に光がたくさん入るようになって、もし鹿がそれを食べない限りは種が復活して植生が戻るというきっかけにはなると思うので、餌場が森林の苗に増えれば鹿にとってはプラスに働くということも考えられるかなとは思いますが、じゃ、実際の数にどうなるかというのは、ちょっとわからないです。すみません。

○金田座長

ほかにいかがでしょうか。ご質問、ご意見はございませんでしょうか。

先ほどからご議論をいろいろいただいておりますが、なかなか名案のない中で、ご尽力を続けていただきたいというような状況だと思っておりますが、大分予定の時間を超えておりますので、ちょっと先に進ませていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

議事の3番目です。オオバナミズキンバイの駆除活動についてでございます。説明をお願いいたします。

○青山（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

荒堀主幹、どうもありがとうございました。

それでは、本件につきまして、本日は京都府府民環境部自然環境保全課の永本課長にお越しいただいておりますので、よろしく申し上げます。

○永本（京都府府民環境部自然環境保全課長）

皆さん、初めまして。今ご紹介を受けました自然環境保全課の永本と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。失礼しまして、着座してご説明をさせていただきます。

冒頭、座長の方からもご紹介をいただきましたオオバナミズキンバイの除去につきまして、先日、取り組みを行いましたので、その活動内容につきましてご報告をさせてい

たきます。

昨年この会に出席をさせていただきまして、京都府内で特定外来生物と言われるものが600種超あるんですけれども、そのうち3つの種について、バスターズということで発生したものを退治していくというような取り組みを始めますというご報告と、それから、このオオバナにつきましては、去年でいいますと来年度はということで、今年度、そういった活動をしていきたいというご報告を合わせてさせていただいたところであります。

そういうことがありまして、今回、本日ご出席の鴨川を美しくする会の会員の皆様、そして事務局の皆様の全面的なご協力を頂戴しまして、今回実施をしたということでもあります。

お聞きになった方も中にはおありかもしれませんが、多くの方はあまりご存じないと思われまので、ちょっとオオバナ紹介をさせていただきますと、2ページの一番上段に四角囲みで書いております。この花はご案内のとおり外来植物なんですけれども、南米原産で、日本には鑑賞用といいますか、水草でありますので、水槽の中で浮かべる鑑賞用の植物として導入されたと言われております。

いずれにしましても、そこに書いてありますように、ただ、葉っぱの切れ端ですとか茎の切れ端、そういったものからも定着する。定着といいますか、再生するというように、非常に繁殖力が強いというのが1つの特徴で、特に琵琶湖なんかでは相当な繁殖をしまして、何億という多大な予算をかけて駆除を滋賀県の方ではされているんですが、漁業やなんかに影響が出ているというようなこともあります。

ご承知のとおり、琵琶湖と鴨川というのは疏水でつながっています。おそらくですけども、琵琶湖でそういったオオバナが繁殖し、その茎や葉がちぎれて疏水を通って鴨川に入ってきて、鴨川で寄州でしたり中州でしたり、そういったところにその破片が漂着し定着したのではないかなと思っております。

いずれにしましても、外来生物に指定されている植物でありますので、我々としましては、先ほども生物多様性の保全というお話も出ていましたけれども、そういった意味からも、そして鴨川を美しくするという意味からも、これは駆除の対象ということで、今回初めて取り組みをさせていただきました。

1ページに戻っていただきたいと思うんですけれども、時期は8月25日の午前の2時間で取り組みました。8月の時期を設定したと申しますのは、このオオバナ、大体7月

から8月にかけて、先ほどご覧いただいた2ページにありますような黄色い花をつけますので、私のような素人目にも、ああ、これがそうかなというふうに容易に判断ができるという時期でもありますので、この季節に、暑いということは承知の上で、時期を設定したところでございます。

といいましても、非常に猛暑の中ですので午前中の2時間、ボランティアの方にご協力を得ていますので、そういった方の健康面でのことも配慮しまして、2時間というふうに決めて取り組んだということでもあります。

今回初めて取り組みました区間は、五条大橋から塩小路橋の間、大体1キロございます。我々、去年、その前の年もこの定着の状況を調査したところでは、大体、琵琶湖の疏水が丸太町よりもう少し南、二条あたりから入ってきています。そこから鴨川という川の終点ですね、桂川の合流点までおおむね10キロあるんですけれども、そこに箇所数で90ぐらいの箇所でこれが定着しているということがわかっております。今回、初めてということもありまして、七条大橋のところが一番大きいかなと思われるような塊があったんですが、それを含む五条から塩小路までの区間1キロについて、とりあえずまず始めてみようということで区間設定して取り組みました。

ご紹介しましたように、鴨川を美しくする会の皆さんですとか、他のボランティアの皆さん、学生ボランティアの皆さん、それから、駆除の取り組みについては先進的な県であります滋賀県の職員さんのご協力も得まして、100名から120名ほどの方のお力添えを得て実施したところであります。結果としましては、面積的にいいますとざっと200平米ぐらいかなと、重量にしますと大体600キロぐらいのオオバナミズキンバイを駆除できたかなと思っております。

申し上げましたように、全体では10キロほどの鴨川の延長の中に数十カ所生育していますので、今回の区間はそこごく一部であります。ですので、今回実施しましたことを振り返りまして、その反省点を踏まえて、来年に向けて、来年も実施をするという方向で検討していく必要があるのかなと思っております。

今回見えてきました反省点としましては、分布状況に応じた人の数ですとか装備・用具、こういったものをきっちりしないといけないなど。クリーンハイクとちょっと違いますのは、人がたくさんいればそれでできるというものでもないということも見えてまいりましたので、やる範囲なり、そこで何人必要かということをもう少しきっちり把握した上でした方がいいのかなということが1点。

それから、準備ですね。繰り返しになるかもしれませんが、参加いただける、ご協力いただける方の人数というのをしっかり踏まえた上で、場合によっては範囲を広げたり狭めたりというような柔軟なことが必要なのかなというのがあります。

それから、時期。先ほど、7月、8月に花が咲いているということで我々思っていました。確かに事前に調査したとき、3ページ目に写真を数枚載せていますけれども、それが事前に調査したときの状況で、黄色い花が咲いているのがごらんいただけると思います。こういう状況が8月いっぱいぐらいは続くんじゃないかなと思っていたところが、雨が降ったり風が吹いたりで、実は当日はほとんど花びらが散って、どれがオオバナなのか、私みたいな素人にはぱっとわからないような状況でありましたので、もう少し時期を早める必要があるのかなということも1つの反省点として見えてまいりました。

それから、用具ですけれども、1ページ目に、青いネット袋に入れて集めました。水草ですので、根っこから引き抜きますと当然水を随分含んでいます。相当な重さになります。この青いネット袋、縦横1メートルぐらいあるネット袋なんですけれども、こんな大きさのものにいっぱい入れると、とても人の力では動かせないというような重量になりますので、もう少し小さなものを用意しないといけないなということで反省をしました。

あと、これ細かいことですが重要なポイントなのは、やっぱり根っこから引き抜くんですが、どうしても花だとか茎というのはぽろぽろちぎれます。それが、冒頭申し上げましたように、ちぎれた破片がまた次のところで定着して根を張るということにつながりますので、丁寧にすくうこと。地味な作業なんですけれども、丁寧に網ですくうということが非常に重要になってくるかなと思っています。聞いています話では、もう既に淀川まで入って定着しているというようなお話も伺っていますので、そういったことでどんどん広がりを見せているということのようです。

いずれにしても、短期間で全区間、全部のオオバナを駆除するということにはならないと思いますので、引き続き、我々としては粘り強く、根気強く、除去活動を皆さんのご協力をいただきながら続けていく必要があるんじゃないかと考えております。

早口で恐縮ですが、オオバナにつきましては以上でございます。

○金田座長

ありがとうございました。

何かご質問とかはございませんでしょうか。どうぞ。時間が迫っていますので、手短

をお願いします。

○澤

僕、今ぱっと思ったのが4点あって、そもそもこれを駆除されるというのは、目的としては外来種であるということだけなのか。それと、鴨川でこのオオバナミズキンバイがどういう影響を与えているのかというのを調査を行われたのか。それで、この葉っぱの中にエビとか小魚とか、いろいろな虫とか水生昆虫とか、いろんな在来種が生きていると思うんやけども、それを無視して駆除されたのか。

特に今後の目標として、8月25日は遅かったと、もうちょっと早い時期にやると言われるんやけども、こういう浅場で、割と初夏の頃に産卵する生き物とかがたくさんいて、そういうのを全くわからん人が川に入って踏み潰すということにもなると思うので、生態系全体のバランスを考えたやり方というのを今後していただけないかなと思うので。

とりあえず、鴨川での影響を知っておられるのか、こういう必要性があるのか。この目的というのを具体的に聞かせてもらえますか。

○永本（京都府府民環境部自然環境保全課長）

ありがとうございます。まず、オオバナミズキンバイが繁殖することによる影響でありますけれども、繁殖前にこうだったものがこうなったというような調査はしておりません。ですが、文献等々から我々が推測しているのは、いなかったオオバナミズキンバイが水面を覆うということで、本来であれば光が差していたところを生息環境としていた生物には少なからず影響があるのではないかと。つまり、光が入っていたところで植物性のプランクトンができて、それを動物性が食べて、小さい小魚が食べて、また大きな魚が食べてというふうな、そういった環境にあったところにオオバナミズキンバイが上を覆うということで環境が変えられるということでもありますので、本来あったものが、遷移が変わって広がるということは、これは自然の中での生態系の変化なので仕方がないと思うんですが、あくまでこれは外来生物ということで、人間が持ち込んだ植物によって影響を受ける、それはもとへ戻す、もしくは影響が出ないようにする必要があるのでないかというのが我々の考えです。

○金田座長

ありがとうございます。

手短をお願いします。

○宮下

私もこれに参加しまして、このオオバナミズキンバイの生息力というのがすごいなと思いました。ほんまに一面に張っていて、水中からも出ているんですね。それで、陸にもあるんですけど、取っても根っこが残ったり、そんなんをしているということで、この場所はこれだけなんですけど、今お聞きすると90カ所ほどあるということで、これは長期的に時間をかけてしっかりとやっていかないと絶対広がっていくというイメージを持ちました。とにかく、切れても、それがまた流れて繁殖するということですのでね。

ここの対策の中で特に私が気がついたのは、流れるというのを防止するというのを、みんな網ですくってはったと思うんですけど、私は滋賀県の人に聞いたら、ほんまはネットを敷くんですって。川の流域というか、琵琶湖ですと琵琶湖にですね。外へ流れんようにネットで一応遮断をして、かつ、これをすくっていくという、それほどやらないと絶対繁殖していくということをおっしゃっていたのが印象的なので、切れたやつをどうするかというのを対策が必要だなと思いました。本当にご苦労ですけれども、我々も力を合わせて退治していきたいなというぐあいに思っております。

○永本（京都府府民環境部自然環境保全課長）

ありがとうございます。

○金田座長

ありがとうございます。これはこれからも継続する話ですので、とりあえずちょっと中断させていただいて、次の議題に移らせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議事の4番です。三条大橋下流左岸の通路の通行止めについてでございます。

できるだけ早く報告をお願いいたします。

○内田（京都府京都土木事務所技術次長）

京都土木事務所、内田でございます。お時間もありますので、手短にさせていただきます。

前回の府民会議で少しお話をさせていただきました鴨川三条左岸（東側）の護岸損傷に伴う通行止めのその後の調査結果、対応状況の報告でございます。

資料4と書かせていただいておりますのは、7月4日にプレスをさせていただいた資料でございます。

1枚めくっていただきまして、通行止め区間と書いてあるところの図面を見ていただ

きますと、真ん中、三条大橋の下側の図面の右側に×印のついているところ、ここが護岸の損傷のところでございます。下側の写真でいきますと、三条大橋から下流を見て左側の護岸損傷箇所と丸く囲ったところでございます。

次、めくっていただきますと、その空洞の状況でございます。真ん中あたりの写真に空洞の状況がございまして、護岸の下の方、河床のあたりに、奥行きでいきますと、左側の写真が1メートル、右側の写真が70センチぐらい、人が1人入れるぐらいの大きな空洞があいているということでございまして、ここ近年の出水によりまして河床が下がったことによって、こういった損傷が出てきているのかなと思っているところでございます。

これに対しまして、現在、写真のとおり、大型土のうで囲いまして補強をしているというところでございます。これが出水期、10月末でございますけれども、それ以降できるだけ早い時期に現地に復旧の工事に入らせていただいて、来年の春に向けて工事を進めていきたいと思っております。

こういう状況でございますので、現在、通行止めをさせていただいております。これをしばらく完全復旧まで継続するという状況でございますので、府民の皆様にご不便をかけているところでございますが、できるだけ早期に対応してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○金田座長

ありがとうございます。

何かご質問とかご意見はございませんでしょうか。どうぞ。

○戸田

これ、多分、昨年の豪雨の影響によって、すごい流速によって側岸浸食並びに河床低下が起こっていると思うんですけども、この場所だけじゃなくて、他の箇所でももう既にあるかもしれないし、またこれから起こるかもしれませんので、定期的なチェックといたしますか、点検をお願いしたいと思います。

以上です。

○金田座長

ありがとうございます。

○杉江

昭和10年の大洪水の後、10年、15年かかって護岸工事等々行われたんですけどね、もう既に70年ぐらいたっておるので、一回、どうですか、総点検なさっては。それこそ、先だっの九州の佐賀の方のこともあるのでね。万一、これ、京都の方でああいう豪雨が来た場合といったら、鴨川なんかひとたまりもないなと思うたりしていますので、どうぞよろしくをお願いします。

○内田（京都府京都土木事務所技術次長）

ありがとうございます。点検につきましては、毎年、出水期前に職員の方でもさせていただきまして、目視でになります。これ以外のところは今はない状況でございます。

ただ、おっしゃっていただきましたように大分古くなっておるところも確かでございますので、その点も踏まえて対応を検討したいと思います。

○金田座長

他に、よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

それでは、ちょっと先を急ぐようで恐縮ですが、次の議事に進ませていただきます。

5番目、鴨川四季の日についてでございます。これもできるだけ短くお願いをいたします。

○安井（京都府建設交通部河川課課長補佐兼係長）

それでしたら、鴨川四季の日について、報告と予定について説明しますが、資料5の方で内容を見ておいていただくということで、申し訳ありませんが、よろしくお願いいたします。

以上です。

○金田座長

鴨川四季の日はこれまでもずっと継続的に行われておりますので、何か全般についてご意見がございましたら。よろしいでしょうか。どうもありがとうございます。

それでは、次に進ませていただきます。

その他でございますが、その他で資料6が準備されております。事務局のほうで説明をお願いいたします。

○青山（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

資料6でございます。

本日は、三条大橋における魅力ある夜間景観づくりに係る社会実験につきまして、京都市景観政策課の企画担当課長、門川信一郎様にお越しいただいております。

それでは、門川課長、よろしくお願いいたします。

○門川（京都市都市計画局都市景観部景観政策課企画担当課長）

京都市役所の景観政策課企画担当課長の門川と申します。よろしくお願いいたします。

資料6ということで、9月4日、一昨日に京都市の方で市長記者会見をさせていただいた資料を付けております。魅力ある夜間景観づくりに向けて社会実験を今年度、京都市内複数箇所で行っていかうということを考えておまして、その第一弾として、三条大橋の方で実験をさせていただきたいということで、この鴨川府民会議の方にもご報告に来させていただきました。

京都市、景観政策を12年前から非常に強化しまして、建物の高さであるとか屋根の形であるとか壁の色であるとか、あと看板とかを非常に厳しい規制をさせていただいて、市民の皆様、事業者の皆様の協力のもと、まちがだんだん美しくなっているということですが、この景観政策というのは常に時代とともに進化をさせていかう。規制だけではなくて、都市での暮らしや営みを生き生きとしたものにしたり、新しい価値も創造していけるような、そういう政策にしていこうというものです。その一環として、京都ならではの魅力的な夜の景観というのはどういうものかというのを、市民の皆様、事業者の皆様と一緒に考えていきたいという形で取り組みを始めております。

12年前も夜の景観の議論はあったんですけども、そのときは非常に看板がたくさんあって、看板、屋上とかの看板に照明が当たると非常に目立つとか、もしくは看板についている電気が点滅をしたりとか色がどんどん変わったりとか、いわゆるパチンコ屋さんみたいなもの、それが京都の夜の風情を乱しているのではないかという意見がありまして、その部分については、全市的にそういう屋上の看板であったり点滅する看板を禁止したりとかということで、京都の夜は大分落ちついてきたかなというところはあるんですけども、昼間の風情ある景観が夜になると真っ暗であったりとか、もしくは、いい景観に配慮しない周りの照明で風情が台無しになっているようなところがあるのではないかなと。それをもう少し照明の当て方であるとかそういったところで工夫をすると、いいものになっていくのではないかなというのを考えていきたいというきっかけでございます。

1枚めくっていただいて、2ページ目のところで実験の概要を書いておりますが、来週の9月13日（金）から、金、土、日、3日間、午後の7時から9時に、三条大橋の南側の面で仮設の照明装置を置いてライトアップしていかう。今まで、三条大橋は道路

が通っているんですけど、道路用の照明とかはなくて、歩行者用にちょっと足元灯みたいなものがあるようなところで、夜は真っ暗になる橋だったんですけども、橋を眺めるように仮設の照明を置いていこうという形で実験を企画しております。

三条大橋以外にも、今年度、岡崎であるとか市内複数箇所で社会実験をして、あと、12月7日に京都市景観市民会議という、市民公募委員の皆様にご協力いただき、ワークショップ形式でいろいろ議論をする会議を毎年しているんですけども、その市民会議でも夜間景観をテーマにいろいろ議論を深めていきたいと考えております。

この実験を通じまして、三条大橋の周辺を含めて、鴨川に架かる橋、どういう風な夜の景観があるのかという議論をこれからしていきたいと思っておりますので、またこの鴨川府民会議でも、皆様にできるだけ実験を見ていただいて、またご感想とか思ったこととかをお寄せいただければ助かりますので、よろしくお願いいたします。

○金田座長

三条大橋で実験的に13日から15日の午後7時から午後9時に3日間、試験的に試行されると、ご意見をいただきたいという趣旨でございますが、何かご質問などは。どうぞ。

○杉江

ライトアップをやられるということで、当然、夜のことで安全管理には十二分注意していただきたいと思っております。特に、急激な増水等々もありますのでね。

ただ、我々鴨川の会としては、一番心配しているのはごみ問題。人が寄ると必ずごみが寄ります。少なくとも、今、手元にチラシが入っていますが、ここ、去年の分と今年の9月1日までの分でこれだけあるんですわ。それとイコール、平成29年度に三条ゲートの前のごみ問題がありましたけども、それが今現在、実は再燃してきています。それを今後どう対応するかということも今検討中ですので、それも踏まえて、そちらの方で、窓口はまち美化になると思うんですけども、京都府の場合は土木事務所も踏まえて、一回、この実施の日に当たって、どういう対応をするかということは、ぜひともこの会議の席で、ここじゃなしに、次、交流センターでやられるでしょう。そのときに、どう対応するかということも必ず重要事項で入れていただきたいと、こう思っております。

以上です。

○金田座長

他に何か。どうぞ。

○川崎

ご説明がありました中で、北大路橋とか河合橋とか賀茂大橋とか、これまで橋というのは照明柱がついているものも非常に多くて、三条大橋も1つの、まあ、オオギ橋からのスタートではないんでしょうけど、こういうことをすることによって、先ほどもご説明あったように歩行者の安全面もプラスになるのではないかなと思いますので。LEDも発達していて、暖色系の温かみのある色でやわらかい、半木の道とか、そういう京都らしいほんのりとしたものをやっていただければ、これ、1つの大きなポイントになるのではないかなと思いますので、ぜひ継続していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○金田座長

他にございませんでしょうか。

そうしましたら、実験でございますので、今、いろいろ注意事項が出ておりますけども、注意して実験をしていただいて、その結果をまたご報告いただけたらと思いますし、ぜひ、ごらんになって、またこの鴨川府民会議のメンバーの方からもご意見を言っただけるといいかなと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それで、今も話に出ましたが、鴨川のごみの収集状況とか三条大橋の西詰めの所の、以前からここでも議論いただいて、ごみの対策で一時的には少し成功したかとちょっと安易に思ったんですが、また問題が発生しております。これについて、いろいろな点があります。全体的な問題とか部分的な問題とかいろいろあるんですが、ご議論いただきたいんですけど、予定時間が大分過ぎております。それで、いかがでしょうか。これは次にまた改めて議論をすることにさせていただいて、要点だけ簡単に説明をお願いいたします。

○杉江

どうか、以前のときは、平成29年、キャンペーンを張って、それから、防止の方の看板を立てたりしておさまりました。けども、やはり一時的なものだったなと思っています。ということは、外国からの観光客がずっと滞在している訳やないんですよ。毎回新たな観光客、もちろん国内からもそうですけども、来られるので、結局、一緒のことかなと思うたりしてるんですけど、どういう作戦がいいかなと思っておるんです。当然、4カ国語で看板なんかを出しているんですけども、今後の方の府民会議のときには、京都市さんは道路の関係ですね、まち美化の方、そして、京都府さんの方は京都土木事

務所の方のいろんなデータもあるはずですからね。結構朝早くからごみを回収していただいているということを知っております。イコール、先ほど配ったこのチラシも一緒のことですよ。全然減りません、ほんまに。鴨川の会も55年になるけど、情けのうなってきたね。皆さんのお知恵を拝借したいということで、次回からこういうテーマを入れていただきたいと、こう思っています。よろしく。

○金田座長

ということで、この件は次回に回していただいて、できれば、他のデータもありましたらご説明いただきたいと思うんですけども、それで、今も話にありましたように、ぜひお知恵を拝借したいということのようですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ちょっと後ろの方急いでしまいましたけれども、本日も長時間にわたりましていろいろとご意見をいただきましてありがとうございました。一応、本日の鴨川府民会議は以上で終了ということにさせていただきたいと思ひます。

また、今回は、既にお願ひしている議題とかいろいろございますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、司会をお返しいたします。

○青山（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

金田先生、ありがとうございました。あとまた、委員の皆様も長時間ありがとうございました。

これをもちまして、本日の予定は終了いたします。

次回の府民会議ですけども、12月20日（金曜日）を予定しておりますので、よろしくお願ひいたします。どうもありがとうございました。

〔午後 4時16分 閉会〕